

令和 6 年第 6 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 6 年 9 月 3 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告

・令和 6 年 6 月分・7 月分

2) 令和 5 年度事務事業点検評価の報告

・美郷町教育委員会

3) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告

4) 令和 6 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告

第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告

陳情上程（委員会付託）

第 5 陳情第 3 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

第 6 陳情第 3 6 号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

議案上程（説明）

第 7 報告第 6 号 健全化判断比率の報告について

第 8 報告第 7 号 資金不足比率の報告について

第 9 認定第 1 号 令和 5 年度美郷町一般会計決算認定について

第 10 認定第 2 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について

第 11 認定第 3 号 令和 5 年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について

第 12 認定第 4 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について

第 13 認定第 5 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

第 14 認定第 6 号 令和 5 年度美郷町水道事業会計決算認定について

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第 15 議案第 58 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	熊谷隆一	２番	村田薫
３番	鈴木正洋	４番	藤原政春
５番	高山茂雄	６番	高橋邦武
７番	深澤均	８番	伊藤福章
９番	高橋正和	１０番	泉美和子
１１番	深沢義一	１２番	熊谷良夫
１３番	澁谷俊二	１４番	長谷川幸子
１５番	鈴木良勝	１６番	森元淑雄

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	小田長光仁	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子
農業委員会 農事務局長	佐々木龍悦	教育長	栗林守
教育推進監	青谷千里	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第6回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、村田 薫議員及び3番、鈴木正洋議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月3日から9月13日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月13日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、高橋邦武議員、登壇願います。

（議会運営委員長 高橋邦武 登壇）

○議会運営委員長（高橋邦武） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

8月27日招集告示されました令和6年第6回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され提案されている案件は、町長

の提案に係るものとして、議案書記載のとおり、令和 6 年度各会計の補正予算、条例の一部改正及び令和 5 年度各会計決算認定、健全化判断比率等の報告であります。

また、議会関係としては、委員長報告等を予定しております。

なお、令和 5 年度各会計決算認定に係る議案は、議長及び監査委員を除く全議員による決算特別委員会を設置し、休会中における審査とすることといたしました。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

初めに、本定例会の会期は、本日 9 月 3 日から 9 月 13 日までの 11 日間といたしました。

次に、今定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後陳情を上程し、委員会付託とします。

続いて、報告第 6 号及び報告第 7 号、認定第 1 号から認定第 6 号までを上程し、説明を受けます。

続いて、議案第 58 号を上程し、説明、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

9 月 4 日から 8 日までは、本会議を休会とし、9 月 4 日に常任委員会を開催する予定です。

なお、一般質問の通告締切りは、9 月 5 日午前 11 時とします。

また、令和 5 年度各会計決算総括質疑の通告締切りは、9 月 5 日午後 5 時とします。

9 月 9 日は、午前 10 時より本会議を再開し、議案第 59 号から議案第 71 号までを上程し、説明を受けます。続いて、認定第 1 号から認定第 6 号までの総括質疑を行い、その後、決算特別委員会を設置し付託する予定です。また、決算特別委員会での質疑の通告締切りは、9 月 9 日午後 5 時とします。

9 月 10 日及び 11 日は、本会議を休会とし、11 日に決算特別委員会を開催し決算審査を行う予定です。

9 月 12 日は、午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

9 月 13 日は、午前 10 時より本会議を再開し、議案第 59 号から議案第 71 号までの質疑、討論、表決を行います。その後、認定第 1 号から認定第 6 号までの決算の審査結果についての決算特別委員会委員長の報告、討論、表決を行います。続いて、陳情等の審査結果についての常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄） ただいま議会運営委員長から審議予定についての報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄） 日程第 3、諸般の報告を行います。

1 として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和 6 年 6 月分・7 月分）の結果報告がありました。

2 として、町教育委員会教育長より令和 5 年度事務事業点検評価の報告がありました。

3 として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

4 として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、令和 6 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（森元淑雄） 日程第 4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

令和 6 年第 6 回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、7 月 24 日から大雨に伴う災害対応等について報告いたします。

7 月 24 日、災害級の大雨となる可能性が高いとの予報を受け、午後 7 時に美郷町災害警戒部を設置いたしました。翌日の 25 日にかけて町内に強い雨が降り、午前 0 時 34 分に大雨警報、午前 1 時 36 分には洪水警報が美郷町に発表されたことから、午前 3 時 30 分に警戒部を災害対策本部に切り替えました。午前 5 時 45 分、町内を流れる横手川の水位が氾濫危険水位まで高まったことなどを受け、危険地区に避難指示を、また、午後 4 時には土砂災害の危険性が高まった地区に高齢者等避難をそれぞれ発令し、対象世帯に対し電話で避難を呼びかけました。

その後、水害及び土砂災害の危険性が低下したことを受け、26 日午前 8 時に避難指示と高齢者

等避難を解除し、翌日の27日午前8時、災害対策本部を災害警戒部に切り換え、29日正午に警戒部を解散しました。

自主避難所及び避難所については、25日から26日まで、中央ふれあい館、南ふれあい館、宿泊交流館ワクアスに開設し、延べ9世帯18人の方が避難されました。

この大雨による主な被害等についてですが、住居床下への浸水が3棟、農業被害として農地の冠水等が27.29ヘクタール、のり面崩壊や表土流出が2か所、水路への土砂流入が1か所となっております。

次に、関田円型分水工の登録有形文化財への指定について報告いたします。

7月19日、文化庁の文化審議会は、秋田県仙北平野土地改良区が所有する関田円型分水工を登録有形文化財とするよう、文部科学大臣に答申しました。この結果、官報告示を経て、町内では初の登録有形文化財として指定される運びとなりました。

関田円型分水工は、本町の稲作を支える重要な農業施設であり、円型分水工の初期事例として貴重なことが評価されたものです。

次に、定額減税補足給付金について報告いたします。

令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税所得割額から減税し切れない納税義務者に対し、その差額分を給付する定額減税補足給付金についてですが、対象と見込まれる方4,071人に対し、7月中旬に確認書を送付し、8月末現在で3,812人に1億7,217万円を給付しております。また、期間中に申請のなかった方へは、8月22日付で再度通知を送付したところです。

次に、価格高騰に伴う経済支援対策について報告いたします。

令和6年度において新たに個人住民税が非課税、もしくは所得割が課されていない方のみで構成されている世帯へ10万円の給付、また、当該世帯において18歳以下の児童を扶養している場合には、児童1人当たり5万円を給付するエネルギー・食品等価格高騰支援給付金についてですが、8月末現在で277世帯へ3,040万円を給付しております。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

1つ目は、快適さ向上についてですが、水源涵養充実事業として、6月17日、七滝「水の森」植樹事業を実施し、町内の小学生児童と関係者など197人がブナの苗木200本を植樹しました。

2つ目は、「豊さ実感」についてですが、ふるさと教育・キャリア教育推進事業として、7月24日から7月26日まで「ミズモの郷キャリアスクール」を実施しました。町内42事業所からご協力いただき、町内小学校の5・6年生児童228人が職場体験活動を行いました。

また、連携企業スポーツ活動推進事業として、8月3日、ヨネックス株式会社社員でソフトテニスの国内大会で活躍している小松芹奈氏を講師に迎え、美郷中学校にてソフトテニス教室を開催し、美郷中学校男女ソフトテニス部員16人が参加しました。

3つ目は、「活力・賑わい創出」についてですが、作物転換総合支援事業として、7月1日、美郷雪華の作付拡大及び販売促進、並びにブランド力の向上を図るため、株式会社テクノーブル、美郷雪華生産組合及び町が生産委託契約書を締結しました。

また、生薬の里美郷構想推進事業として、7月7日、旧花岡スキー場跡地にて薬樹の森植樹事業を実施し、公益財団法人東京生薬協会と関係者など73人がハウノキの苗木100本を植樹しました。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

初めに、総務課関係ですが、今年度の前期職員採用試験は、大学卒業程度を対象とした一般行政職をはじめ4区分で募集を行いました。昨年度同様、第1次試験を全国のテストセンターで受験できる方式で実施した結果、50人が受験し、5人を任用候補者名簿に登録しました。また、後期職員採用試験は、高校卒業程度を対象とした一般行政職など、2区分で第1次試験を実施しております。

次に、住民生活課関係ですが、8月24日に開催された第61回秋田県消防操法大会・小型ポンプ操法の部において、町消防団第2分団が2年連続で優勝いたしました。

次に、福祉保健課関係ですが、5月20日から順次開催していた早朝総合健診の結果説明会が7月8日で終了しました。各健診の受診状況は、特定健診は対象者3,204人のうち1,410人が受診し、各種がん検診は、大腸がん2,900人、胃がん1,842人、肺がん3,069人、乳がん776人、子宮がん625人、前立腺がん1,280人が受診しております。今後は、2日間の追加健診や医療機関での受診を勧奨し、受診率向上に努めてまいります。

次に、商工観光交流課関係ですが、6月8日から6月30日まで、美郷町ラベンダーまつりを開催しました。開催期間中は飲食ブースの設置や各種物販、ご当地キャラによるイベント、ラベンダーの摘み取り体験など様々な催しを行い、昨年を超える10万9,200人の方にご来園いただきました。

なお、現在のラベンダー園では、7月の大雨とその後の高温により、ラベンダーの枯死が散見される状況です。現在剪定や植え替え等の対応策について検討していることを報告いたします。

本町オリジナル品種であるホワイトラベンダー、美郷雪華を活用した商品についてですが、7月1日、イルミルド株式会社より美郷雪華を使用したボディコロン、ルームフレグランスが販売されました。ラベンダーまつり中の6月16日には、ラベンダー園において商品発表会を行い、終

了後には園内販売ブースにおいて商品の先行販売が行われました。これら2つの商品は、現在道の駅美郷においても販売しております。

また、同じく7月1日、株式会社はぐくみプラスより、美郷雪華の香りを使用した髪のダメージ補修に特化したシャンプーが販売され、7月2日に美郷町役場において商品発表会を行いました。このシャンプーは、インターネットで販売しておりますが、道の駅美郷においても9月21日から販売予定です。

7月2日、あきた美郷づくり株式会社の「ニテコサイダー」とサントリー株式会社のジン「翠（SUI）」を使った「クラフト翠ジンサワー」のレシピ発表会を開催しました。「クラフト翠ジンサワー」は、同日より町内飲食店にて提供を開始しており、現在町内12店舗、県外2店舗で取扱いをしております。今後もサントリー株式会社と協力しながら、飲食店への営業を行い、さらなる販路拡大を目指してまいります。

次に、農政課関係ですが、8月29日、ツキノワグマ出没対応実地訓練として、町、鳥獣被害対策実施隊、警察などの職員が市街地にツキノワグマが出没した想定で訓練を行いました。

8月末現在、鳥獣被害対策実施隊により、熊2頭、イノシシ13頭、鹿9頭を捕獲しており、引き続き捕獲用おりやくくりわなを設置するとともに、防災無線や町ホームページ等で注意喚起を図ってまいります。

次に、建設課関係ですが、6月から8月末までの主な発注状況については、一般会計では、舗装補修工事等9件、公園施設修繕が7件、調査設計等4件、水質検査1件を発注し、累計の発注率は79.2%となっております。

また、上下水道の企業会計と特別会計では、千畑中央暁地区配水管布設替等の工事が8件、測量等の委託業務が3件、水質検査2件を発注し、累計の発注率は72.7%となっております。

次に、教育推進課関係ですが、8月19日から8月23日まで、タイ王国ノンタブリー県第一初等教育局との教育交流協定に基づく、アニュラチャプラシットスクールへの4回目の訪問交流を実施いたしました。美郷中学校の生徒12人が授業への参加やホームステイを通じて、文化の違いを肌で感じました。

千畑小学校と東京都港区立御田小学校との48回目となる交流が行われ、7月26日に御田小学校の児童19人が美郷町で、8月9日に千畑小学校の児童13人が東京で、それぞれ2泊3日で交流活動を行いました。また、8月27日から8月28日まで、仙南小学校と東京都文京区立千駄木小学校との交流として、5回目となる仙南小学校への訪問が行われ、千駄木小学校の児童16人が来町しました。なお、仙南小学校の児童は来年1月に千駄木小学校を訪問する予定です。

次に、生涯学習課関係ですが、6月30日、美郷町公民館にて自衛隊音楽隊コンサートを開催しました。今年度は、2年連続となる陸上自衛隊第9音楽隊を迎え、当日は約400人の観覧者が来場しました。

6月22日、7月13日、7月27日に美郷町公民館を主会場、北ふれあい館、中央ふれあい館をモニター会場として「美郷カレッジ」を開催しました。令和6年度の共通テーマを「立（りつ・たつ）」とし、6月22日はツキノワグマ被害対策支援センター近藤麻実氏、7月13日は東映アニメーション株式会社執行役員エグゼクティブプロデューサー鷲尾 天氏、7月27日は東洋大学学長矢口悦子氏を講師に迎え、延べ160人が受講しました。また、7月6日には合併20周年記念事業美郷カレッジ特別講座として、JAXA宇宙飛行士金井宜茂氏を迎え、JAXA宇宙飛行士講演会を開催し、約250人が受講しました。

7月23日から8月25日まで、学友館にて美郷町合併20周年記念特別展「新作えほん原画展 永田 萌の描く「みさと」」を開催しました。美郷町オリジナル絵本「ミサトとセッカのだいぼうけん」をはじめとした絵本の原画やアクリル絵の具やカラーインクで描かれた作品などを紹介し、期間中は1,590人が鑑賞されました。

8月15日、美郷町公民館にて「美郷町二十歳の集い」を開催しました。対象者179人のうち137人が出席し、記念式典、マジシャンのブラボー中谷氏による記念講演のほか、記念映像の放映を行い、二十歳の節目を祝いました。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

報告第6号 健全化判断比率の報告について及び報告第7号 資金不足比率の報告についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告するものです。

認定第1号から認定第6号ですが、令和5年度の各会計決算認定について、地方自治法及び地方公営企業法に基づき、議会の認定に付するものです。

議案第58号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、齊藤敦子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したく、お諮りするものです。

議案第59号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されるに伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて協議したく、お諮りするものです。

議案第60号 大仙美郷介護福祉組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてですが、老人介護支援センターの役割が地域包括支援センターに移行したことにより、大仙美郷介

護福祉組合で共同処理する事務から削り、また、同組合の経費の支弁方法等に関する規約を変更することについて協議したく、お諮りするものです。

議案第61号 市町の境界変更について及び議案第62号 字区域の変更についてですが、畑屋中央地区農地集積加速化基盤整備事業の実施に伴い、市町の境界及び字の区域を変更する必要があるため、お諮りするものです。

議案第63号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の提供について、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第64号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第65号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてですが、消防団員の任用要件を緩和するため所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第66号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第6号についてですが、前年度繰越金の確定や地方債の借入額の変更等による歳入の増額、町道大坂・黒沢線ほか8路線の舗装補修工事の追加、児童手当制度改正による関連予算の増額、町債繰上償還元金の増額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第67号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてですが、前年度繰越金の確定等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第68号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてですが、前年度繰越金の確定及び真空ポンプ場真空ポンプ更新工事の追加等に伴う歳入予算の補正についてお諮りするものです。

議案第69号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてですが、前年度繰越金の確定等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第70号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてですが、前年度繰越金の確定に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第71号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第3号についてですが、通信運搬費等の増額に伴う支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

○議長（森元淑雄） 町長より訂正の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（松田知己） ただいまの行政報告において、価格高騰に関しての行政報告の中で、「エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金」を誤った言い方をしましたので、おわびしながら訂正いたします。

以上です。

◎陳情第35号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第5、陳情第35号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、陳情第35号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第36号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第6、陳情第36号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、陳情第36号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎報告第6号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第7、報告第6号 健全化判断比率の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 報告第6号についてご説明します。

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や財政の必要性を判断する令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の審査に付した上で議会に報告するものです。

本件について、8月19日に監査委員から審査をしていただき、意見書の写しを議案資料集の1、2ページに添付しておりますので、併せてご覧ください。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率です。

2つ目の連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率で、共に全て黒字決算のため表示はありません。

3つ目の実質公債費比率は、町債の繰上償還を除いた元利償還金に公営企業会計への繰出金、一部事務組合への負担金及び債務負担行為に基づく支出などのうち、公債費に相当する純元利償還金を加えた総額の標準財政規模に対する比率で、過去3年間の平均値となります。令和5年度はマイナス1.9%となり、繰上償還を除く元利償還金の額よりも交付税算入される繰上償還を含む元利償還金の額のほうが多かったことが主な要因と分析しております。

4つ目の将来負担比率は、一般会計において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。本町は、将来負担額よりも将来負担に充当可能な財源の額が上回っているためマイナス比率となり、表示はありません。

なお、これらの4つの比率の判断基準として早期健全化基準が定められておりますが、本町は全て基準以下であり、健全段階にあります。

報告第6号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで報告第6号の説明が終わりました。

◎報告第7号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第8、報告第7号 資金不足比率の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 報告第7号についてご説明します。

令和5年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付した上で議会に報告するものです。

本件について、8月19日に監査委員から審査をしていただき、意見書の写しを議案資料集の3、4ページに添付しておりますので、併せてご覧ください。

資金不足比率は、公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本町は、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び水道事業会計の全てが黒字決算のため、表示はありません。

なお、公営企業会計ごとに資金不足比率の判断基準として経営健全化基準が求められておりますが、本町は全て基準以下であり、健全段階にあります。

報告第7号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで報告第7号の説明が終わりました。

◎認定第1号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第9、認定第1号 令和5年度美郷町一般会計決算認定についてを上程いたします。

税務課長から順次説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁） それでは、歳入歳出決算書12、13ページをお願いします。

1款町税ですが、収入済額は14億9,287万5,350円で、令和4年度と比較して189万8,592円、率にして0.13%減少しております。収納率は、令和4年度を0.43ポイント上回り、95.96%となっております。不納欠損額は実人数で114人、488万4,753円で、令和4年度と比較して478万4,522円減少しております。不納欠損理由でございますが、納税義務者本人の死亡等による時効完成が多くなっております。収入未済額は5,789万3,473円で、令和4年度と比較して237万1,237円減少しております。

次に、税目別にご説明いたします。

1項町民税の調定額は6億3,403万2,983円で、令和4年度と比較して299万8,387円、率にして

0.47%減少しております。減少の要因ですが、運輸通信業や建設業等の申告額の減により法人の現年課税分が619万6,300円減少したことが主なものとなります。収入済額及び収納率は6億2,050万6,086円、97.87%で、令和4年度と比較して収入済額は242万6,136円減少しておりますが、収納率は、0.08ポイント増加しております。

なお、備考欄に記載がありますとおり、収入済額には年金保険者側の処理完了日の関係で出納整理期間中に還付できなくなった亡くなられた方の年金からの特別徴収分3件、1万5,127円が含まれておりますが、これにつきましては、令和6年度歳出予算により既に還付しております。

2項固定資産税の調定額は7億2,335万1,952円で、令和4年度と比較して227万8,962円、率にして0.31%減少しております。減少の要因ですが、現年課税分については、宅地価格の下落傾向が継続しているものの、家屋の新築件数が伸びているため、498万5,700円増加しておりますが、令和4年度において滞納処分の執行停止基準を明文化したことにより、不納欠損額が増加したことに加え、差押えによる換価額も増加したことなどから、令和5年度の滞納繰越分が726万4,662円減少したことによるものです。収入済額及び収納率は6億7,683万1,243円、93.57%で、令和4年度と比較して401万5,181円、0.85ポイント増加しております。

なお、備考欄に記載がありますとおり、収入済額には出納閉鎖ぎりぎりの賦課更正のため、歳入で還付できなかった1件13万3,800円が含まれておりますが、これにつきましても、令和6年度歳出予算により既に還付しております。

3項軽自動車税の調定額は8,666万4,685円で、令和4年度と比較して38万2,617円、率にして0.44%減少しております。減少の要因ですが、自動車を購入される方が減少したことによる環境性能割の減少が主なものとなっております。収入済額及び収納率は8,393万4,065円、96.85%で、令和4年度と比較して収入済額は9万3,252円減少しておりますが、収納率は0.32ポイント増加しております。

4項町たばこ税の収入済額は1億1,088万9,506円で、令和4年度と比較して343万6,685円減少しております。これは、単純に喫煙人口の減少によるものと考えられます。

14、15ページをお願いいたします。

5項入湯税の収入済額は71万4,450円で、令和4年度と比較して4万2,000円増加しております。利用人数は回復傾向にありますが、やはり新型コロナウイルスの影響により、流行前との比較では半分程度の金額となっております。

以上で1款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（深澤文仁）　続きまして、14、15ページ上段の2款地方譲与税から18、19ページ

下段の11款交通安全対策特別交付金まで一括してご説明します。

各譲与税交付金ですが、16、17ページ下段の8款2項旧自動車取得税交付金を除き、予算額と同額の調定額及び収入済額となっております。令和4年度と比較して増減が大きいのは、16、17ページ上段、6款法人事業税交付金が約620万円の増、同じく下段、8款2項旧自動車取得税交付金は、過年度分の自動車取得税の国の追加徴収に伴い、新たに科目を追加したもので、約110万円の増、18、19ページ上段、10款地方交付税は約2,900万円の増です。

2款から11款までの収入済額の合計は約70億1,300万円で、令和4年度との比較で約4,200万円、0.6%の増です。

このうち交付税は、国の補正予算に伴う追加交付等があり、約8,000万円の増、特別交付税は約5,100万円の減です。

続きまして、12款1項は、予算額と比較して調定額や収入額の差が大きい科目、または収入未済額のある科目等を中心に款ごとにご説明します。

20、21ページをお願いします。

13款使用料及び手数料ですが、1項2目2節放課後児童健全育成事業利用料の収入未済額3万4,280円は、現年度分3人分です。

下段の5目1節住宅使用料の収入未済額167万4,100円の内訳ですが、現年度分が14万3,500円、過年度分が153万600円で1人分です。

24、25ページをお願いします。

14款国庫支出金ですが、下段の2項1目1節総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、次のページに移りまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス対応及び物価高騰対応に係る交付金です。

26、27ページ上段のデジタル田園都市国家構想交付金の1行目、地方創生拠点整備及びその下7行目、地方創生推進は、名水市場湧太郎観光案内休憩所施設改修工事に係る交付金です。

同じく、中段のデジタル実装は、町公式LINE町政情報配信システム構築業務に係る交付金です。

なお、予算額と調定、収入額との差4,142万7,100円は、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業の繰越明許分に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び同交付金の令和6年度事業に対する国の本省繰越分となります。

中段の2目2節児童福祉費補助金の4行目、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金は、子育て世帯への給付金の支給に係る補助金、一番下、出産子育て応援交付金は、妊娠、

出生届出等を行った妊婦等への応援金の支給に係る交付金です。

28、29ページをお願いします。

上段の4目1節道路新設改良費補助金の予算額と調定、収入額との差9,364万9,000円は、幹線道路舗装補修、道路メンテナンス事業及び道路交通安全施設等整備の繰越明許分に対する社会資本整備総合交付金及び道路交通安全対策事業費補助金です。

32、33ページをお願いします。

15款県支出金ですが、2項2目1節障害者福祉費補助金の障害者支援施設等物価高騰対策支援事業費補助金、2節高齢者福祉補助金の介護保険施設等物価高騰対策支援事業費補助金は、燃料価格高騰に伴う障害者支援施設及び介護保険施設の支援事業に係る補助金です。

3節児童福祉費補助金のあきた出産おめでとう給付金事業費補助金は、出生届出後の祝い金の支給に係る補助金です。

5節社会福祉費補助金の灯油購入費緊急助成事業補助金は、灯油価格の高騰に伴う低所得世帯への助成金の支給に係る補助金です。

34、35ページをお願いします。

中段の4目2節農業振興費補助金の復田対策推進支援事業費補助金は、復田の際の漏水、均平対策等の生産性向上に必要な機械導入に係る補助金です。

36、37ページをお願いします。

4節林業費補助金ですが、予算額と調定、収入額との差は、林道整備事業の繰越明許分に対する県補助金です。

42、43ページをお願いします。

16款財産収入ですが、2項1目1節不動産売払収入の土地売払収入は2件分、立木売払収入は仏沢地区町有林の搬出間伐等に係る売払い収入です。

2目1節物品売払収入は公用車3台、簡易凍結防止剤散布機1台、除雪ドーザー2台、消防用小型動力ポンプ2台、古材2件の売払い収入です。

3目1節生産物売払収入は、ラベンダーの摘み取りや美郷雪華ウォーター等の売払い収入です。

次に、17款寄付金ですが、1項1目1節一般寄付金は、ラベンダーまつり期間中の来場者からのラベンダー育成協力金です。

2目1節ふるさと美郷応援寄付金は、1,576件で、令和4年度と比較して373件、約915万円の増です。指定寄付金は、個人からの寄附1件分です。地方創生応援交付金は、企業からの寄附4件分です。

44、45ページをお願いします。

次に、18款繰入金ですが、1項1目1節公共施設整備基金繰入金は、年度中の財政状況を踏まえ、全額を減額しております。

2目1節ふるさと美郷子ども育成基金は、児童生徒の教育の充実に関する事業の財源として繰入れしたものです。

3目1節薬用植物栽培推進基金繰入金は、薬用植物栽培推進事業の財源として繰入れしたものです。

4目1節佐々木毅鴻鵠の志育成基金繰入金は、子供の感性・創造力育成事業の財源として繰入れしたものです。

5目1節森林環境保全基金繰入金は、森林等防除対策事業の財源として繰入れしたものです。

6目1節減債基金繰越金は、町債の繰上償還の財源の一部として繰入れしたものです。

19款繰越金は、令和4年度からの繰越金です。

46、47ページをお願いします。

20款諸収入ですが、中段の3項1目1節奨学資金貸付元利収入の収入未済額269万7,200円の内訳は、現年度分が20万4,000円、過年度分が249万3,200円で10人分です。

48、49ページをお願いします。

下段の5項2目1節給食費の収納未済額104万4,168円の内訳は、学校給食費の現年度分が55万4,718円、過年度分が48万9,450円で30人分です。

50、51ページをお願いします。

4目1節雑入ですが、各項目のうち500万円以上の収入があったものをご説明します。

10行目、保険金受入金は、建物災害共済保険に係る秋田県町村会からの保険金受入金です。

その16行下、秋田県市町村振興協会助成金は、上段の交付金も含めて宝くじ収益金に係る助成金です。

その7行下、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金は、令和4年度の療養給付費負担金の精算金です。

その下の介護予防サービス計画作成費収入は、同計画作成に係る国民健康保険団体連合会からの収入です。

その4行下、後期高齢者健診事業補助金は、健診事業に係る後期高齢者医療広域連合からの補助金です。

その8行下、介護予防ケアマネジメント作成費収入は、介護予防日常生活支援総合事業利用者

のケアプラン作成に係る国民健康保険団体連合会からの収入です。

52、53ページをお願いします。

3行目の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料は、高齢者の介護予防、フレイル予防のための保健事業等に係る秋田県後期高齢者医療広域連合からの委託料です。

次に、21款町債ですが、1目総務債から8目商工債までの収入済額の合計は15億7,820万円で、地方債別の内訳として、合併特例債が6億4,590万円で全体の41%、過疎対策事業債が4億6,210万円で約29%、緊急自然災害防止対策事業債が3億3,160万円で約21%となり、この3つで全体の約91%を占めます。

なお、予算額と調定、収入額の差は、圃場整備支援事業、林道整備事業、道路維持管理事業など10事業の繰越明許費に対する合併特例債、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債です。

次に、56、57ページをお願いします。

下段の収入合計額ですが、予算現計額の計141億5,377万円に対し、調定額が137億737万3,984円、収入済額が136億3,914万6,010円、不納欠損額が488万4,753円、収入未済額が6,334万3,221円です。

歳入の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 説明途中でありますが、ここで10分間休憩します。

（午前10時56分）

（午前11時06分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出1款1項より説明を続行してください。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、歳出についてご説明します。

58、59ページをお願いします。

1款1項1目議会費ですが、議会活動、議会運営に関する経費と議員及び議会事務局職員の人件費が主なものです。

2目議会広報費ですが、みさと議会だより及びみさと議会だよりお知らせ版の発行経費です。

1款の説明は以上です。

60、61ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費ですが、64、65ページ上段までとなっております。本目では総務課職員の人件費、全職員の厚生関係経費、文書管理、庁舎管理など通常業務に要する経費のほか、職

員能力向上事業、公共施設照明ＬＥＤ化推進事業、地域おこし協力隊の募集などに要した経費を支出しております。

このうち、職員能力向上事業については、自治研修所での必須研修や指定研修への参加に加え、コミュニケーション質向上セミナーなど町単独研修を実施し、延べ110人の職員が受講しております。

62、63ページをお願いします。

12節委託料、6行目の設計監理委託料ですが、役場庁舎照明設備ＬＥＤ改修工事及び第2庁舎外壁等改修工事に係る設計監理委託料になります。

14節工事請負費ですが、施設改修工事として、本庁舎事務室等床改修工事、施設設備改修工事として、役場庁舎照明設備ＬＥＤ改修工事や同第2受変電設備改修工事などを実施しております。

17節備品購入費ですが、庁舎器具費として、役場庁舎窓口用椅子、事務用椅子、事務室収納キャビネット、小型除雪機などを購入しております。

64、65ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金、8行目の地域おこし企業人交流プログラム負担金ですが、日本航空株式会社との人事交流に係る負担金です。

22節償還金利子及び割引料ですが、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額の確定に伴う返還金です。

1目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁）　続きまして、2目行政推進費ですが、67ページ上段までです。

本目ですが、行政区などに対する支援、コミュニティセンター管理費、男女共同参画社会の推進及び地域公共交通活性化対策に要した費用が主なものです。

下段の12節委託料ですが、2行目、住民活動センター管理委託料は、ＮＰＯ法人みさぼーとに対する指定管理委託料、4行目、設計監理委託料は住民活動センター空調設備改修工事に係る設計委託料、9行目、広報等配布委託料は行政協力員への委託料、11行目、シンボル絵画制作委託料は、合併20周年記念事業に係る町の花、木、鳥、魚をモチーフにした記念絵画の制作委託料です。

この説明の繰越明許費87万8,000円は、合併20周年記念事業のシンボル絵画制作について、4人のうち1人の制作者の年度内の完了が見込めず、絵画制作委託料及び作品輸送手数料の一部を繰り越したものです。

66、67ページをお願いします。

14節工事請負費ですが、本庁舎第2車庫へのEV自動車充電コンセント電源引込工事、金沢コミュニティセンター路肩舗装工事、住民活動センター油配管改修工事、住民活動センター誘導灯設備交換工事及び道の駅美郷急速充電器設置工事です。

17節備品購入費ですが、公用車の更新に合わせたプラグインハイブリッド自動車2台の購入です。

18節負担金補助及び交付金ですが、3行目、美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金は、乗り合いタクシー事業に係る負担金で、乗り合いタクシーの利用登録者は914人、利用者は延べ6,652人、運行便数は延べ5,411便となっております。

その下の活力ある地域づくり事業費補助金は、行政区やボランティア団体等が実施する行事等イベントに対する補助金で9件の実績、地域活動拠点整備事業費補助金は、地域の会館等の改修整備に対する補助金で6件の実績です。また、生活バス路線等維持費補助金は、路線バスの運行維持のため、一部県補助金を財源として3路線分のバス事業者への補助です。

あきた結婚支援センター入会登録料助成金は、4件、結婚新生活支援助成金は3件の実績です。

また、行政区活動支援交付金は、行政区活動の円滑な実施を推進するための交付金です。

本目の不用額の主なものですが、12節委託料のコミュニティセンター及び駅駐輪場の除雪作業の実績、18節負担金補助及び交付金の活力ある地域づくり事業費補助金、地域活動拠点整備事業費補助金の実績及び美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金の実績によるものです。

2目の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、3目文書広報費ですが、広報みさと及び広報みさとお知らせ版の発行経費のほか、町ホームページの管理費などが主なものです。

3目の説明は以上です。

○会計管理者兼出納室長（飛澤史子） 次に、ページ下段から68、69ページ上段まで、4目会計管理費ですが、出納室職員の人件費のほか、10節は事務用消耗品、諸用紙の印刷代、11節は、データ伝送に係る手数料など、会計全般の出納事務に要した経費です。

4目会計管理費の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 68、69ページをお願いします。

5目財産管理費ですが、普通財産の管理、町有林の保育管理、松・杉並木の管理、行政センターの管理、旧志ら梅酒造の敷地の管理、公用車及び町バスの維持管理などに要した経費が主なものです。

12節委託料の4行目の調査委託料ですが、公共施設の危険樹木及び松・杉並木等樹木の診断業

務委託料が主なものです。

10行目の町有林保育事業委託料は、仏沢地区町有林搬出間伐、その下の伐採処理委託料は、旧志ら梅酒造敷地樹木伐採に係る委託料です。

14節工事請負費の一般土木工事ですが、旧志ら梅酒造敷地仮設駐車場増設工事などのほか、解体工事として、旧志ら梅酒造建物解体工事を実施しております。

5目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一）　続きまして、68ページ下段から71ページにかけて記載しております6目企画費ですが、美郷暮らしサポート事業、ふるさと美郷応援寄附事業、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業に要した経費が主なものでございます。

主な実績ですが、美郷暮らしサポート事業のうち、71ページにあります、18節負担金補助及び交付金の下から4行目、美郷暮らし促進奨励金については、65件の交付実績で、令和4年度と比較して件数で29件、金額で768万円の増となっております。

エネルギー・食料品等価格高騰支援事業では、物価高騰に伴う経済的負担軽減を図るため、71ページ下段の19節扶助費のエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金において基準日時点の非課税世帯等に対し給付金を支給し、それ以外の世帯には、12節委託料における換金業務委託料などを通じて美郷町生活応援券を支給しております。

この目における主な不用額は、ただいま説明した12節委託料及び19節扶助費におけるエネルギー・食料品等価格高騰支援事業に係る実績によるものでございます。

繰越明許費についてですが、10節需用費、11節役務費、19節扶助費については、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業に係るもので、国の補正等に伴い翌年度へ一部財源を繰り越したものです。

また、12節委託料の繰越明許費については、旧六郷わくわく園跡地の宅地開発の基本設計及び実施設計に係るもので、公募型プロポーザルを実施したところ応募者がいなかったため、応募資格要件を拡充し、募集期間を延長したことにより、年度内に事業を完了できず、繰越明許費としたものです。

なお、要件を拡充したことなどにより1社より応募があり、審査会を経た後、本年4月に本業務の契約に至っております。

6目企画費の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁）　次に、7目電子計算費ですが、庁舎電算システム及び情報通信基盤の維持管理に要した経費、秋田県町村電算システム共同事業組合に対する負担金が主なものです。

10節需用費の消耗品費は、主にプリンタートナーの購入費です。

72、73ページをお願いします。

12節委託料ですが、1行目の電算保守委託料は、セキュリティー強化やウイルス対策等のシステム保守料、光ファイバーケーブル保守料など、2行目の電算機器類設定委託料は、役場庁舎L G W A N系無線L A N環境構築業務委託及び町公式L I N E情報配信システム構築業務委託など、3行目の自治体D X推進業務委託料は、令和5年10月から委託したD Xアドバイザーによる町D X推進業務です。

13節使用料及び賃借料ですが、コピー機及び職員用業務用パソコンのリース料、イントラケーブルの電柱使用料などです。

14節工事請負費ですが、電柱立て替え工事等に伴う光ファイバーケーブル支障移転工事及び児童クラブL A Nケーブル配線工事などです。

17節備品購入費ですが、ディスプレイ及び内部情報系共有ハードディスクなどです。

18節負担金補助及び交付金ですが、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金が主なものです。

7目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、8目交通安全対策費ですが、交通事故防止対策に要した費用でございます。

7節報償費は、交通指導員16名分の役職手当及び出動手当でございます。

10節需用費の消耗品費は交通安全啓蒙看板購入費、燃料費は交通指導車3台分の燃料費、修繕料はカーブミラー35か所の修繕費用でございます。

18節の上から2段目のチャイルドシート購入費補助金につきましては、28件の交付実績でございます。

続きまして、9目防犯対策費ですが、犯罪防止対策のため要した費用でございます。

7節報償費は防犯指導員6名分の報酬及び出動手当、10節需用費の光熱水費は町内2,870基の防犯灯電気料金でございます。

次のページ、74、75ページをお願いいたします。

修繕料は、防犯灯52基の修繕のほか、六郷地区デザイン灯のL E D化15基及びデザイン灯支柱のケレンがけ再塗装70基に要した費用でございます。

14節の防犯灯設置工事では、防犯灯を新規に13基設置いたしました。

続きまして、10目諸費ですが、秋田県防衛協会会費並びに自衛隊家族会への補助金でございま

す。

続きまして、10節豪雪地域安全確保事業費ですが、自宅等の雪下ろし、除排雪作業中の死傷事故の防止を図るため、国の補助制度を活用した事業で、玄関前除排雪等の軽度生活援助事業は延べ498人が利用されました。

不用額につきましては、雪下ろし支援が降雪量の関係で利用申請がなかったことによるものです。

以上で1項の説明を終わります。

○**税務課長（小田長光仁）** 続きまして、2項徴税費1目税務総務費ですが、職員の人件費のほか、税務一般に係る事務経費が主なものでございます。

次の2目賦課徴収費ですが、町税の賦課徴収に係る経費が主なものでございます。

76、77ページ中段をお願いいたします。

12節委託料の税申告相談予約システム管理業務委託料ですが、申告相談の受付方法を整理券による順番制からネットによる事前予約制に変更したことに伴うシステムの開発及び管理に要した経費です。

22節償還金利子及び割引料の不用額でございしますが、町税、特に法人町民税の確定申告に伴う還付金の発生に備え予算を計上しておりましたが、実績の減により不用額となったものでございます。

以上で2項町税費の説明を終わります。

○**住民生活課長（木村英彰）** 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、戸籍及び住民基本台帳の整備、住民の移動や証明書の発行、人権啓発活動に要した費用でございます。

人口の推移ですが、令和5年度末の人口は1万7,649人で、前年度と比較して417人の減、率にして2.3%の減でございます。世帯数は6,615世帯で、前年度と比べ4世帯の増でありました。

10節消耗品費では、人権の花運動による花の苗を町内3小学校に配付しております。印刷製本費は、戸籍や住民票などの偽造防止用の用紙でございます。

12節の1段目、機器保守委託料では、住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務で、下段の個人番号カード申請促進業務委託料は、イオン大曲店に設置した個人番号カード申請サポート窓口の業務委託料でございます。

次のページ、78、79ページをお願いいたします。

17節備品購入費では、戸籍届出書等保管用耐火金庫2台を更新したものでございます。

18節では、2段目、人権擁護委員協議会への負担金で、現在7名の委員から活動していただい

ております。

3 段目、地方公共団体情報システム機構負担金は、コンビニ交付に係るネットワークシステム利用負担金です。利用状況は、1,827件で利用率は住民票で15.6%、印鑑証明で16.9%でありました。

以上で3項の説明を終わります。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、4項1目選挙管理委員会費ですが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関わる経費が主なものです。

2目選挙啓発費ですが、明るい選挙推進協議会委員の会議や活動参加の報償を支出しております。

3目秋田県議会議員一般選挙費ですが、同選挙に要した経費を支出しております。

4項の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、80、81ページをお願いします。

5項統計調査費ですが、2目基幹統計費は、就業構造基本調査及び学校基本調査に要した調査員報酬や事務費が主なものです。

5項統計調査費の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 6項1目監査委員費ですが、監査委員に係る経費、監査等に係る事務経費を支出しております。例月現金出納検査、決算審査に加え、定期監査、行政監査及び公の施設の指定管理監査等を実施しております。

6項の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 続きまして、3款民生費をご説明いたします。

1項1目社会福祉総務費ですが、生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等、社会福祉に関わる各種団体への補助が主なものです。

82、83ページをお願いします。

18節中ほどの社会福祉協議会補助金は、人件費に対する補助、下から3行目の福祉センター管理費補助金は、施設の維持管理に対する補助ですが、令和5年度に事務室空調設備更新工事を行ったため、工事費に対する補助138万9,000円も含んでおります。

また、同目では灯油購入費緊急助成事業として、令和5年度の町民税が非課税の世帯に1世帯当たり8,000円を1,343世帯に対し、19節の灯油購入費緊急助成金にて1,074万4,000円を支出したほか、関連経費を支出しております。

ページ下段、2目障害者福祉費ですが、障害を持った方々が地域で自分らしく暮らすことがで

きるように、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスなど障害者の支援に要した経費で、具体には障害程度区分認定審査に係る経費、事業所が提供した介護や訓練に係る給付費、相談支援や日常生活用具等の給付事業に係る経費等が主なものです。

84、85ページをお願いします。

令和5年度においては、原油価格高騰に伴う社会福祉施設等の光熱費の負担軽減を図るため、18節障害者支援施設等物価高騰対策支援事業補助金として、県の補助金等を活用し、延べ41事業所に対し、入所、通所施設の定員数に応じて補助金を交付し、支援を行っております。

また、19節扶助費は、利用される方の身体または心の状況により給付費に影響が出てくるため、不用額が生じてございますが、介護給付訓練等給付費が令和4年度と比較し約2,500万円、約5%増、障害児通所支援給付費が約1,400万円、約28%増となっております。

続きまして、3目高齢者福祉費ですが、広域で実施している介護保険事業の負担金、介護予防事業及び支援事業に要した経費が主なものです。

86、87ページをお願いいたします。

物価高騰に伴う介護保険施設等の光熱費、食材料費の負担軽減を図るため、18節介護保険施設等物価高騰対策支援事業補助金として、県の補助金等を活用し、31施設に対し入所、通所施設の定員数に応じて補助金を交付し、支援を行っております。

19節福祉サービス利用助成金は、シニア元氣いきいき支援事業として65歳以上の方を対象に温泉施設利用等の助成を行ったもので、温泉施設利用料、はり・きゅう・マッサージ施術費に利用できるA券は2,140人に、交通費も利用できるB券は487人に交付し、温泉施設利用3万6,527枚、はり・きゅう・マッサージ施術利用6,713枚、交通利用4,795枚、利用率36.6%となっておりますが、令和4年度と比較し670万円、87%ほどの増となっております。

本目の予備費充用ですが、高齢者生活支援ハウスの居室暖房用パネルヒーターが故障し、緊急に修繕が必要なため、施設管理者に補助金として支出したものです。

次の4目医療給付費ですが、福祉医療制度に係る経費、後期高齢者医療療養給付費負担金、国民健康保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金が主なものです。

88、89ページをお願いします。

19節福祉医療費扶助は、障害者や子供の健康保持と経済的な負担軽減を図るため、高齢者障害者、重度心身障害者、未就学児、小学生、中学生、高校生等医療費の自己負担額の全額を助成するものですが、対象件数が5万5,520件で、令和4年度と比較し1,100万円、8%ほどの増となっております。

27節繰出金は、保険税軽減世帯の税軽減総額分の法定繰り出し、出産育児一時金繰り出し等、実績に基づく額の支出となっております。

3款1項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2項1目児童福祉総務費ですが、児童の健全な育成を目指した事業に要した経費が主なもので、1節の報酬は、要保護児童対象地域協議会委員による個別ケース会議等に係るものです。

7節の出生祝い金は、52人へ支出したものです。

12節調査委託料は、子ども・子育て支援拠点創設に係る用地の地形、路線測量調査業務で、設計監理委託料は、拠点施設新築工事の基本設計業務に要したものです。

その下の子どもの遊び場づくり事業委託料は、子供の健全育成と保護者の負担軽減を図るため、土曜日の遊び場の提供を行ったもので、毎月第4土曜日、住民活動センターでのおやこふらっと広場の開催について、NPO法人みさぼーとへ委託したもので、延べ68組の親子の参加がありました。

18節のあきた出産おめでとう給付金は、県の事業で、令和4年度と5年度に出産された方123人へ出生児1人当たり2万円を支給したものです。出産応援金は母子手帳を交付した妊婦50人へ、子育て応援金は出生児61人へそれぞれ1人当たり5万円を支給したものです。

次の2目ひとり親家庭福祉費は、独り親家庭の支援に係るもので、小学校及び中学校を卒業される児童生徒35人に記念品として図書カードの贈呈に要したものです。

90、91ページをお願いいたします。

3目児童福祉施設費は、児童遊園地の管理及び認定こども園の管理運営に要した経費が主なもので、令和5年度末のこども園の園児数は471人で、令和4年度と比べて10人減少しております。

12節中段の設計監理委託料は、千畑なかよし園照明設備LED化工事に係る実施設計業務委託で、ページ移りまして、92、93ページ上段の保育業務委託料は、本町園児の町外認定こども園等への入所に係るもので、16人の利用となっております。

14節施設設備改修工事は、3園の受変電設備改修や千畑なかよし園のプール改修のほか、屋外遊具の改修などを行っております。

17節は、施設用備品として、プール循環ろ過機やテント、テーブル等、給食用備品として消毒保管庫など、各園の厨房備品となります。

なお、この目の予備費支出ですが、仙南すこやか園の汚水マンホールへの雨水混入への対応工事、六郷わくわく園の野菜スライサーの購入、千畑なかよし園の暖房設備の更新工事への充用と

なります。

不用額につきましては、12節の給食業務委託料の精算による戻入などがございます。

続きまして、4目子育て支援費は、放課後児童クラブの管理運営並びに地域子育て支援拠点事業に要した経費が主なものでございます。

放課後児童クラブの令和5年度の延べ登録数は338人で、令和4年度と比べて9人の減となっております。子育て支援拠点事業につきましては、各こども園で未就学児を対象とした育児相談や食育講座などを行い、延べ667組、734人が利用され、一時保育につきましては、延べ61人の利用がありました。

94、95ページをお願いいたします。

上段の14節施設設備改修工事は、わくわく児童クラブ等3児童クラブのエアコン改修工事のほか、仙南っ子児童クラブの遊具回り改修工事等を行っております。

18節病児・病後児保育利用料助成金は、病気の子供を一時的に預かる保育施設を利用した際に利用料の半額を助成するもので、5人の方が施設を利用され、助成を行っております。

19節すこやか子育て支援事業助成は、広域入所児童の保育料及び給食費を助成するもので、18人に交付しております。その下の子育てファミリー支援事業助成は、第3子以降の一時保育や任意の予防接種、知育玩具購入などの一部を助成するもので、59世帯に交付しております。

22節令和4年度子ども・子育て支援交付金返還金は、放課後児童クラブの管理運営に係る事業費確定に伴う国庫返還金です。

続きまして、5目児童措置費は、児童手当支給に係る経費が主なものですが、19節扶助費にて令和4年度に引き続き、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金として、食費等の物価高騰の影響が大きい低所得の子育て世帯に対し、子供1人当たり5万円を国の補助金をもとに154人分支給し、生活支援を行っております。

22節の返還金は、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の交付額確定に伴うものでございます。

2項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3項災害対策費1目災害対策費ですが、災害に遭われた方への見舞金としまして、2月5日発生した安城寺字柳原での建物火災で全焼された1名の方に見舞金を届けております。

以上で3款の説明を終わります。

○福祉保健課長（大澤 修） 96、97ページをお願いいたします。

続きまして、4款衛生費をご説明いたします。

1項1目保健衛生総務費ですが、保健センターの管理費のほか、食生活改善、心の健康づくりなど、セルフケア推進事業及び健康対策に係る各種団体への補助等に要した経費、子育て世代包括支援センター事業による妊娠期から子育て期にわたる支援として、乳児訪問や子育て支援アプリの運用、未熟児療育医療給付、不妊治療費補助等に要した経費が主なものです。

本目の予備費充用ですが、保健センターの大型液晶テレビが故障し、緊急に買い替えるため、施設用備品として支出したものです。

98、99ページをお願いいたします。

18節一般不妊治療、不育症治療費補助金は、不妊治療5件の実績となっております。

下段、2目予防費ですが、予防接種、各種がん検診、乳幼児健診、妊婦健診等のほか、新型コロナウイルスワクチン接種業務に要した費用です。成人総合健診事業費、いわゆる早朝健診ですが、令和5年12月より健診結果送付、健診申込み調べを健康づくり推進委員配布から郵送に切り換えたことなどにより、令和4年度と比較し、11節通信運搬費の郵送料が270万円ほど増となっておりますが、12節健康づくり推進業務委託料が支出なしということにより、250万円ほどの減となっております。

100ページ、101ページをお願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、集団接種事業の最終年度で、総事業費9,260万円ほどとなっております。

18節予防接種費用助成金は、県外で小児の定期の予防接種を行った方への助成です。

その下の予防接種費用補助金は、帯状疱疹予防接種やおたふく風邪予防接種において、医療機関との委託契約前あるいは委託契約を行っていない医療機関で接種された方への補助金となります。

令和5年度より新たに実施しました帯状疱疹予防接種事業は、委託料及び補助金合わせて延べ310名に対し264万5,000円を支出、おたふく風邪予防接種事業は延べ111人に対し33万3,000円を支出しております。

以上で2目予防費の説明を終わります。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3目環境衛生費ですが、不法投棄の防止、墓地の管理、水環境の啓蒙、斎場に関する負担金など、環境施策に要した費用でございます。

7目報償費は、不法投棄監視員7名によるパトロールに対する報奨金です。

10節需用費の消耗品費は、不法投棄警告看板の購入費や道路清掃時のごみや土砂回収用袋の購

入費でございます。

12節の施設管理委託料は、一般廃棄物最終処分場の草刈り管理費です。その下、町営墓地管理委託料は、7か所ある町営墓地の草刈り等管理費です。一番下、清掃委託料は、春と夏に行われた一斉清掃でのごみ運搬処理費用です。

次のページ、102、103ページをお願いいたします。

18節の大曲仙北広域市町村圏組合斎場費負担金では、大仙市、仙北市、美郷町の利用人数により案分し負担するもので、新南部斎場建設費並びに管理運営に関する負担金を支出しております。その下、斎場使用料負担金は、利用件数368件分を組合に支出しております。

続きまして、2項清掃費を説明いたします。

1目清掃費1節報酬は、廃棄物減量等推進審議会委員報酬で、委員7名で2回開催しております。

10節需用費は、ごみ集積所の利用に関する啓蒙看板や小型家電回収車の燃料代、10月、11月に行いましたプラスチックごみの試験回収に関する案内チラシの印刷費用でございます。

11節の手数料は、ごみ袋販売手数料で、町内販売店での販売額の10%相当額になります。

12節委託料のごみ収集業務委託料は、各行政区のごみ集積所及びリサイクルステーションからのごみ収集運搬処理に係る委託料です。収集業者は5社おります。令和5年度の処理状況ですが、燃やせるごみ5,593トン、燃やせないごみ323トン、資源ごみ510トン、計6,426トンとなっており、前年度と比べ2.3%の減となっております。1人当たりに換算しますと364キロで、前年度と同じでございました。下から2行目、有料ごみ袋作製では、燃えるごみ用袋など87万枚を作成しております。

14節の施設設備工事ですが、旧中央行政センターを民間に貸付けすることに伴い、同施設内にありましたリサイクルセンターを移設更新したことによる工事費でございます。

18節の上から2段目、大曲仙北広域市町村圏組合廃棄物処理費負担金では、ごみ処理及びし尿処理に係る負担金と令和7年度供用開始予定の新中央し尿処理センター施設整備事業に係る負担金を支出しております。次のごみ集積施設設置補助金ですが、5行政区更新2基、修繕3基分を補助しております。

以上で2項の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和） 続きまして、3項1目水道費ですが、18節は本堂城回簡易水道組合の水質検査に対する補助金、27節は水道事業会計への繰出金です。

4款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一）　続きまして、102ページ下段から105ページに記載の5款1項1目労働諸費ですが、シルバー人材センターへの支援、就労者支援事業や町技能功労者表彰事業に要した経費が主なものでございます。

就労者支援事業の主な実績ですが、105ページ、18節の下から2行目、職業訓練等支援事業補助金の交付実績は23件です。また、町技能功労者表彰につきましては、令和5年度は4名の方を表彰しております。

続きまして、2目雇用対策費ですが、企業人材獲得支援事業、雇用促進支援事業に要した経費が主なものです。

18節の企業人材獲得支援事業補助金につきましては、美郷町内の企業5社による複数企業型インターンシップ事業について助成いたしました。インターンシップ事業には県内外の学生6名が参加しました。また、雇用促進支援金につきましては、6社7人の新規雇用に対する交付実績となりました。

以上で5款の説明を終わります。

○農業委員会事務局長（佐々木龍悦）　続きまして、6款1項1目農業委員会費ですが、農業委員17名の報酬、職員の人件費、農地の権利移動や貸借に関する事務、農業者年金に関する事務などに要した経費が主なものでございます。

下段下から3行目の7節報償費では、令和5年度に農業委員の改選が行われましたので、委員候補者選定委員会の委員2名分の報償費を支出しております。

次に、106、107ページをお願いします。

11節役務費、13節使用料及び賃借料では、過去に国庫補助事業で導入したタブレット端末2台分の通信費並びにシステムの利用に要した経費を支出しております。

1目農業委員会費の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣）　続きまして、2目農業総務費ですが、農政課職員の人件費のほか、農政課管理の公用車1台分の経費が主なものです。

2目農業総務費の説明は以上です。

続きまして、3目農業振興費ですが、営農形態の強化と生産性向上の取組に対する補助や経営所得安定対策、鳥獣被害対策及び物価高騰対策などの各種対策に要した経費が主なものです。

8節費用弁償は、熊の捕獲等に係る鳥獣被害対策実施隊員の出動に対するもので、延べ1,519人分です。なお、捕獲した有害鳥獣は熊79頭、イノシシ4頭、鹿10頭、カラス類3羽で、熊の捕獲頭数ですが、令和4年度と比較して77頭の増となっております。

108、109ページをお願いします。

10節需用費の繰越明許費ですが、生薬種苗用ハウスの修繕が工期を十分確保できず、年度内の完了が見込めないことから繰越ししたものです。

12節委託料は、薬樹の森健康公園の管理委託料や薬用植物の試験栽培委託料が主なものです。

14節工事請負費の繰越明許費ですが、堆肥センター受変電設備の改修工事が年度内の完工が見込めないことから繰越ししたものです。

18節負担金補助及び交付金の主なものですが、上から7行目のサキホコレ作付応援事業補助金は100件に交付しており、作付面積は208ヘクタールで、令和4年度と比較して92ヘクタールの増となっております。

次の経営所得安定対策等推進事業補助金は、地域農業再生協議会が実施する経営所得安定対策等推進事業に対する補助金です。

なお、国から農家へ直接支払われました水田活用の直接支払交付金等は、約5億5,088万円となっております。次の作物転換総合支援事業補助金は、20件の交付実績で、事業による転換面積は約7ヘクタールとなっております。次の施設園芸等燃油支援事業補助金は、燃油高騰の影響を受けやすい施設園芸農家等の冬期間の灯油購入費を支援する町の事業で、21件に交付しております。

2行飛びまして、生産力強化支援事業補助金は、農業経営の規模拡大及び生産性の向上に必要な機械、施設等の導入を支援する県の事業で、16件の交付実績となっております。内訳ですが、低コスト技術等導入支援事業補助金が3件、夢ある園芸産地創造事業補助金が10件、復田対策推進支援事業補助金が3件です。

7行飛びまして、6次産業化支援事業補助金と下段の6次産業化経営力強化事業補助金及び6次産業化施設緊急整備事業補助金は、6次産業化に必要な機械、施設等の導入のほか、改正食品衛生法に対応するための設備等の改修を支援する県、町の事業で、9件の交付実績となっております。内訳ですが、6次産業化支援事業補助金が3件、6次産業化経営力強化事業補助金が2件、6次産業化施設緊急整備事業補助金が4件です。

中段に戻りまして、水稻生産資材高騰対策支援事業補助金は、主食用水稻の生産資材高騰分に対して助成する町の事業で、817件に交付しております。

次の産地パワーアップ土づくり事業補助金は、17件の交付実績となっております。

下から3行目の秋田の園芸省エネ化支援事業補助金は、エネルギー高騰の影響を受けやすい施設園芸農家等の省エネ効果がある機械等の導入を支援する県の事業で、7件の交付実績となっております。

次の肥料価格高騰対策支援事業補助金は、国の肥料価格高騰対策事業に協調して、肥料価格高騰分の4分の1を助成する町の事業で、1,098件に交付しております。

なお、本節の不用額は主に繰越事業の秋田の園芸省エネ化支援事業補助金と肥料価格高騰対策支援事業補助金の交付実績によるものです。

また、繰越明許費ですが、鳥獣被害対策協議会補助金、生産力強化支援事業補助金、秋田の園芸省エネ化支援事業補助金、生菓の里美郷構想推進事業補助金について、県の繰越しなどに伴い、年度内の事業完了が見込めないことから繰越ししたものです。

3目農業振興費の説明は以上です。

110、111ページをお願いします。

続きまして、4目担い手対策費ですが、担い手確保のための認定農業者新規就農者及び農業法人に対する補助や農地中間管理事業による担い手への農地集積や農業経営基盤強化促進法の改正に伴う地域計画の策定に要した経費が主なものです。

18節負担金補助及び交付金の主なものですが、上から2行目の新規就農者研修支援補助金は、就農希望者の農業研修を支援する県の事業で、1名の交付実績となっており、最後の行の新規就農者育成総合対策事業補助金は、新規就農者の就農後の経営安定を支援する国の事業で、2名の交付実績となっております。

中段の新規就農者雇用促進支援事業補助金は、農業法人への雇用就農を支援する町の事業で、2法人に4名分を交付しております。

1行飛びまして、営農継続支援事業費補助金は、27件の交付実績となっております。

農業法人については、法人設立に対して、上から4行目の農地所有適格法人育成事業補助金を1法人に、設立後の法人運営に対して次の農地所有適格法人運営支援事業補助金を8法人にそれぞれ交付しております。

3行飛びまして、企業的農業法人へのジャンプアップ応援事業補助金は、農業法人の雇用拡大や就農定着を支援する県の事業で、2件の交付実績となっております。

下から2行目の機構集積協力金は、農地中間管理機構を通じて農地を貸付けした農家に対し、経営転換協力金を5件に、機構から農地を借り受けて農地集積に取り組む地域に対して地域集積協力金を1件にそれぞれ交付しております。

22節返還金は、機構集積協力金及び新規就農者育成総合対策事業補助金の交付を受けた者が事情により交付要件を満たさなくなったことにより、補助金の返還義務が生じたことによる返還金です。内訳ですが、機構集積協力金が6件、新規就農者育成総合対策事業補助金が1件となって

おります。

4目担い手対策費の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一）　続きまして、110ページから113ページに記載の5目農業振興施設管理費ですが、道の駅の管理及び手づくり工房湧子ちゃんの管理に要した経費が主なものでございます。

この目では関係施設の指定管理に係る委託料の支出や館内設備の点検などのほか、道の駅管理事業においては、漬物共同加工所の改修工事の実施や共同加工所の備品として、業務用冷蔵庫2台、真空包装機1台をそれぞれ購入しております。

なお、14節工事請負費において、予備費86万9,000円を充用しておりますが、これは、手づくり工房湧子ちゃん自動給水装置が経年劣化による故障により、施設の給水に支障が生じたため、緊急対応したものでございます。

5目農業振興施設管理費の説明は以上です。

○議長（森元淑雄）　説明途中でありますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時57分）

（午後　1時00分）

○議長（森元淑雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

企画財政課長より説明の訂正の申出がありましたので、これを許します。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁）　午前中にご説明いたしました歳入の説明に一部誤りがありましたので、訂正いたします。

44、45ページをお願いします。

18款繰入金の5目1節森林環境保全基金繰越金については、100万円を繰入れした旨の説明をいたしましたが、事業費の確定に伴い全額を減額しております。

以上、訂正し、おわびいたします。

○議長（森元淑雄）　それでは、歳出6款1項6目より説明を続行してください。

○農政課長（高塚　剣）　112、113ページをお願いします。

続きまして、6目畜産業費ですが、畜産経営の規模拡大等に対する補助や堆肥センター及びアクリセンターの維持管理に要する経費が主なものです。

10節需用費の繰越明許費ですが、堆肥センターのロータリーフィルの修繕が工期が十分確保できず、年度内の完了が見込めないことから繰越したものです。

12節 2行目のアクティセンター管理委託料は、同施設の指定管理料です。

17節機械器具費は、堆肥散布のためのマニアスプレッター1台を購入したものです。

18節負担金補助及び交付金の主なものですが、2行目の畜産環境総合整備事業費負担金は、アクティセンターのストックマネジメント事業費に対する町の負担分で、家畜排泄物を処理する水槽のコンクリート補修等を実施しております。

下から3行目の優良牛飼育奨励事業補助金と、1行飛びまして、夢ある畜産経営ステップアップ支援事業補助金は、家畜の増頭を支援する県、町の事業で、7件の交付実績となっております。内訳ですが、優良牛飼育奨励事業補助金が6件、夢ある畜産経営ステップアップ支援事業補助金が1件です。

6目畜産業費の説明は以上です。

続きまして、7目農村整備費ですが、県営基盤整備事業費に対する負担金等や多面的機能支払交付金等のほか、農村公園の管理委託料や農業集落排水事業特別会計への操出金が主なものです。

114、115ページをお願いします。

12節、2行目の施設管理委託料は、農村公園29か所の管理委託料です。1行飛びまして、基盤整備関連計画等作成業務委託料は、促進計画の策定業務等の委託料です。内訳ですが、計画策定業務が2地区分、計画変更業務が2地区分、換地調整業務が2地区分です。

18節負担金補助及び交付金の主なものですが、上から5行目の県営基盤整備事業調査計画費負担金は、基盤整備事業の採択を目指している大坂善知鳥地区と六郷西部第2地区の調査計画費に対する町負担分です。2行飛びまして、水利施設管理強化事業費負担金は、国営造成施設等の管理費に対する町負担分です。1行飛びまして、経営基盤整備事業費負担金は、基盤整備事業費に対する町負担分で、実施地区は、金沢地区、畑屋中央地区、鑓田南谷地地区、明田地野際地区、太田南部地区の5地区です。次の県営事業費負担金は、土地改良事業費に対する町負担分で、実施地区は、金沢4区地区、金沢9区地区、下堰・三百石堰地区、仙北平野2区地区、仙平太田斉内地区、田沢疏水地区の6地区です。

下から2行目の多面的機能支払交付金は、20組織に交付しており、次の中山間地域等直接支払交付金は、3組織に交付しております。

なお、本節の繰越明許費ですが、県営基盤整備事業費と県営事業費に対する町の負担金で、県の繰越しに伴い、年度内の完了が見込めないことから繰越したものです。

27節は、農業集落排水事業特別会計への操出金です。

7目農村整備費の説明は以上です。

続きまして、２項１目林業費ですが、森林の病虫害防除等の業務委託料や森林経営管理業務の委託料のほか、林道整備工事が主なものです。

12節、下から２行目の森林病虫害防除委託料は、松くい虫防除のための薬剤散布業務や松枯れの伐倒処理業務の委託料です。

116、117ページをお願いします。

森林経営管理業務委託料は、森林経営管理制度に基づく意向調査業務や集積計画作成業務の委託料です。

14節林道整備工事は、七滝山線の森林管理道整備工事で、工事延長は380メートルとなっております。

なお、本目の12節と14節の繰越明許費は、七滝山線森林管理道整備工事について、入札の不調により工期が十分確保できず、年度内の完了が見込めないことから繰越したものです。

６款農林水産業費の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、116ページから119ページ上段までの７款１項１目商工総務費ですが、商工観光交流課職員の人件費のほか、ふるさと手作りCM大賞の作品制作業務委託や各種団体への負担金などが主なものでございます。

１目の説明は以上です。

続きまして、118、119ページに記載しております２目商工振興費ですが、商工会への支援のほか、起業家総合支援事業、空き店舗等対策事業及び中小企業支援事業に要した経費が主なものです。

119ページ、18節の上から７行目、起業家総合支援事業補助金では、町内での起業家を支援する事業で、交付実績は、飲食店１件、美容室１件の合計２件です。

次の行、空き店舗等活用家賃支援事業補助金につきましては、12件の交付実績でした。

１行飛びまして、製造業エネルギー価格高騰対策支援補助金は、電気料金高騰の影響を受けている製造事業者に対し、事業を継続するための支援で、18事業所に支給しております。

次の行、中小企業振興資金保証料補給等補助金につきましては、町内中小企業の資金面の負担軽減を図るため、貸付利子及び保証料の補助を行うもので、件数は402件です。

戻りまして、11節役務費における繰越明許費につきましては、美郷雪華酵母の商標登録の更新手続きが年度内に完了しなかったことから翌年度に繰り越したもので、商標登録業務は４月に完了しております。

２目商工振興費の説明は以上です。

120、121ページをお願いいたします。

120ページから123ページ中段にかけて記載しております3目観光費ですが、ラベンダーまつり開催事業、滞在型観光推進事業、名水市場湧太郎管理事業に要した経費が主なものです。

ラベンダーまつりにつきましては、令和5年6月10日から7月2日までの23日間にわたり開催し、10万5,700人の来場者数となりました。

滞在型観光推進事業につきましては、121ページ、12節委託料の下から4行目、ネイチャーガイド講習会運営業務委託料で、4回の講習会を実施し、カヌーガイド4名、スノーシューガイド12名の新たな認定を行っております。令和5年度のネイチャーガイドの活動実績は、合計26件で、案内した人数は423人となっております。

名水市場湧太郎管理事業につきましては、123ページ、14節の工事請負費の上から4行目、施設整備工事において名水市場湧太郎及び観光案内休憩所の改修工事を行い、名水市場湧太郎については令和6年2月3日に、観光案内休憩所については名称を「清水の学習・案内所水の休み場」と改め、令和6年4月1日よりそれぞれリニューアルオープンいたしました。

この目の主な不用額は、10節需用費における光熱水費の実績差額です。

3目観光費の説明は以上です。

続きまして、4目温泉施設費ですが、町内の温泉3施設の運営に要した経費が主なものです。主な実績ですが、千畑温泉につきましては、浴室水風呂設置工事などを、六郷温泉につきましては、男女浴室間仕切り壁改修工事などを、仙南温泉につきましては、女子サウナ取替工事などをそれぞれ行っております。

繰越明許費についてですが、14節工事請負費において、令和5年11月の落雷により湯とぴあ雁の里温泉の冷温水発生機が故障し、これに係る工事が次年度までの工期が見込まれたことから繰越明許としたものです。

なお、本工事については、本年4月に完了しております。

以上で7款の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和） 続きまして、8款土木費です。124、125ページと併せて説明をいたします。

1項1目土木総務費は、建設課の職員人件費及び直営の会計年度任用職員の除雪オペレーター20人分の報酬のほか、地下水対策経費となります。地下水対策経費の主なものとしては、上水道給水区域外における飲用水井戸掘削等に対する補助を24件行ったほか、六郷地区の地下水の水位計や涵養池の維持管理となります。

不用額の主な理由ですが、人件費については降雪状況の変化、補助金については、飲用井戸補助の申請件数の伸びの鈍化などによるものです。

1 項 1 目土木総務費の説明は以上です。

124、125ページ、2 項 1 目道路橋梁総務費です。126、127ページと併せて説明をいたします。道路と橋梁に関する総合的な経費となります。主なものとして、道路整備等に伴う台帳補正業務委託や各種道路関連団体への負担金などを支出しております。

2 項 1 目道路橋梁総務費の説明は以上です。

126、127ページ、2 目道路維持費は、道路維持補修や除排雪に要した経費となります。主なものとして、舗装の補修工事や道路外側線の塗り替え、除雪委託費用や除雪機械の整備修繕費用、凍結防止剤、竹スノーポールなどの購入、中央通り線消雪井戸の洗浄や街路樹木の剪定伐採などを実施しております。舗装補修工事の一部については、年度当初の速やかな維持作業を行うため、令和 4 年度からの繰越し事業として実施をしております。

17節の備品購入費では、主なものとして、歩道用ロータリー除雪車 1 台、除雪ドーザー 5 台を更新、フォークリフト 1 台新たに購入いたしました。なお、除雪ドーザー 5 台のうち 2 台については、納期の関係上令和 4 年度からの繰越しとして実施をしております。このほか、県からの払下げとして除雪グレーダーを 1 台購入しております。

また、舗装補修工事 3 件については、令和 6 年度への繰越しとしております。

不用額の主な理由ですが、降雪状況の変化により、道路除雪委託料などに予算額との差異が生じたものです。

2 目道路維持費の説明は以上です。

128、129ページをお願いいたします。

3 目道路施設改良費は、町内の良好な道路機能を確保するため、道路の新設や改良を行う経費です。主なものとして、一般土木工事、舗装工事、橋梁補修工事、路線測量等を実施し、一部につきましては、22件を令和 4 年度からの繰越し明許として実施いたしました。また、舗装工事14件、道路改良工事 1 件、歩道整備工事 1 件、橋梁補修工事 2 件、道路改良測量 1 件のほか、用地・電柱移転補償などについて、令和 6 年度への繰越しとしております。

不用額の主な理由ですが、請負差額のほか、施工範囲の見直しなどによるものです。

3 目道路新設改良費の説明は以上です。

3 項 1 目河川総務費は、準用河川など、町管理河川を適正に維持管理するための経費です。主なものとして、工事としては、河川改修工事 1 件、河床等整正工事 7 件などを行い、河川管理業

務委託料として各地域の自治会、団体に対して草刈り等の委託をしたものです。また、河川改修工事について1件を令和6年度への繰越しとしております。

このほか、各種河川関連団体への負担金や流雪溝の管理に関する負担金を支出しております。

不用額の主な理由ですが、請負差額のほか、施工範囲の見直しなどによるものです。

3項1目河川総務費の説明は以上です。

4項1目都市計画総務費ですが、130、131ページと併せて説明をいたします。都市計画事業に関する経費です。都市計画審議会1回の委員報酬のほか、団体への負担金を支出しております。

4項1目都市計画総務費の説明は以上です。

130、131ページ、2目都市公園費ですが、都市公園、特定地区公園、その他美郷町公園設置条例記載の公園につきまして適正に維持管理するための経費です。主なものとして、各種の設備修繕のほか、街路樹木の剪定、伐採などを実施し、管理業務委託料として各地域の自治会、団体に対して維持管理委託をしております。このほか、令和5年度においては、廃止した潟尻公園の設備解体等の工事を行いました。なお、遊具更新工事1件は、令和4年度からの繰越しとして実施しております。

2目都市公園費の説明は以上です。

5項1目下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金のほか、合併浄化槽設置補助を36件、合併浄化槽排水の水質を向上させるため、法定水質検査を実施した方々に対する水質環境保全補助を1,744件行いました。浄化槽、下水道、農業集落排水による町内水洗化率は83.1%で、前年度より1.2ポイントの増となっております。

不用額の主な理由ですが、浄化槽設置補助の申請件数の伸びの鈍化などによるものです。

5項1目下水道費の説明は以上です。

6項1目住宅管理費ですが、132、133ページと併せて説明をいたします。公営住宅の管理費用のほか、住宅施策に関する経費です。公営住宅の維持管理の主なものとして、熊野住宅の設備対策工事を行ったほか、小安門住宅の居室補修工事、同じく小安門住宅配管改修工事、大島会館の屋根改修工事、塚住宅の一部電気温水器更新や屋根外壁塗装工事などを実施いたしました。また、小安門住宅受水槽設置工事ほか計4件は、工期の関係上令和6年度への繰越しとしております。

住宅施策としては、交付金事業を活用した町内住宅家屋の耐震診断補助4件を行ったほか、町単独事業として住宅リフォーム補助を91件実施しました。

不用額の主な理由ですが、公営住宅に対する雪下ろし等の除雪費用がかからなかったほか、住

宅リフォーム補助の申請件数の伸びの鈍化などによるものです。

以上で8款の説明を終わります。

○住民生活課長（木村英彰）　続きまして、9款消防費でございます。

1項1目常備消防費ですが、大曲仙北広域市町村圏組合へ消防費に関する負担金で、主なものとしまして、消防職員293名の人件費、管理運営費、消防ポンプ車1台及び高規格救急車2台更新費用について、構成市町により定めた負担率により負担しております。

繰越明許費ですが、消防ポンプ車が年度内完成に至らず繰越したものでございます。

2目非常備消防費ですが、消防団の出務、装備、消火活動に要する費用や消防訓練大会に要する費用が主なものです。令和5年度末の消防団体制は、9分団、団員286名、機能別団員22名となっております。令和5年中の火災は7件で、前年度に比べ2件の増となっております。

1節報酬費ですが、消防団員の年報酬及び出動報酬であり、不用額は、消防団員の防火活動、災害時の執務日数実績によるものでございます。

10節需用費の消耗品費は、新入団員8名の活動服や階級異動者用制服、団員用長靴など、装備品の更新費用でございます。

次のページ、134、135ページをお願いします。

18節の負担金は、消防活動などにおける公務災害発生時の保障のための負担金が主なものでございます。

続きまして、3目水防費は、水防活動に要した経費ですが、7月14日からの大雨対応として、延べ83名が出動し、土のう積みやパトロールを実施しました。1節の出動報酬はそのときのものでございます。

続きまして、4目災害対策費ですが、大雨時の災害対応、被災自治体への職員派遣、防災無線の管理運用、空き家対策等に要した費用でございます。令和5年度の主な災害対応ですが、7月14日からの大雨に伴い、災害対策本部などを設置するなど、対応に当たりました。また、被災自治体への職員派遣として、秋田県及び市町村相互との応援協定に基づき、秋田市などに19人の職員を派遣するとともに、能登半島地震の被災支援のため、新潟市などに3人の職員を派遣しており、8節旅費にて、関連経費を支出しております。

なお、この災害に関する職員の時間外勤務手当及び職員派遣に伴う旅費につきましては、予備費を充用しております。

10節需用費の消耗品費は、避難所などで配付を想定して飲料水、非常食、毛布などの備蓄品の購入、光熱水費は防災無線の電気料でございます。

12節委託料の設備保守点検は、防災行政無線の親局、中継局及び子局130基の定期保守点検です。FMラジオ業務は、災害時の緊急放送をエフエム秋田と年間契約したものです。

14節の施設整備改修工事では、防災行政無線の親局、中継局の蓄電池及び子局用バッテリーの交換整備費用並びに旧中央行政センター屋上に設置しておりました子局の移設工事費でございます。

17節の備品購入費では、防災ラジオ60台を購入し、転入世帯や新たな世帯に対応しております。その下、給水タンクですが、災害等による断水に対する緊急供給体制の強化を図るため、車載型の金属製2トン給水タンク装置1台を購入しております。

次のページ、136、137ページをお願いします。

18節の危険空き家等解体費補助金では、17件分を支出しております。令和5年度末に町が認知した空き家は208件で、前年度より8件減少しております。

続きまして、5目消防施設費ですが、消防団活動に必要な資機材の保守管理に要する費用でございます。

7節報償費では消防ポンプ庫、消火栓711基、防火水槽279か所の消防設備を消防団員が除雪したことによる費用でございます。

10節需用費の消耗品費は、消火用ホースの更新、防火水槽や消火栓の標識を購入したものです。修繕料は、消防ポンプ積載車28台の車両検定を含む点検整備、消火栓の漏水修繕、消防ポンプのバッテリー交換費用などがございます。

12節の設計監理委託料は、六郷字安楽寺に建築しました消防ポンプ庫1棟に係る設計監理委託料で、14節の施設整備工事では、その消防ポンプ庫29平米の建築工事費です。

17節備品購入費では、消防用小型動力ポンプ3台を購入し、更新しております。

18節では、千畑中央暁地区水道事業による消火栓4基更新に係る設置負担金を支出しております。

21節補償金は、14節で説明いたしました消防ポンプ庫1棟建築に伴い、支障となる電話柱1本の移設補償費でございます。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人） 続きまして、10款教育費について説明いたします。

1項1目教育委員会費ですが、教育委員4名の報酬や他教育委員会連合組織等への負担金などに要した経費です。

2目事務局費ですが、学校評議員や会計年度任用職員等の報酬、次のページをお願いします。

職員の人件費などの事務局総務費のほか、18節では、関係団体への負担金や六郷高等学校教育振興会などへの補助金が主なものです。

3目教育助成費ですが、子供たちの学力向上、感性・想像力の育成、ふるさと教育、キャリア教育の推進及びタイ王国ノンタブリー県アニュラチャプラシット校との教育交流協定に基づく相互訪問交流などに要した経費が主なものです。

7節報償金ですが、佐々木毅鴻鵠の志育成基金を活用した講演会の講師謝礼や、小中学校楽器演奏等指導員派遣に係る謝礼及び小中学校での美郷ふるさと活動協力者への謝礼などです。賞賜金については、小中学校への入学祝い金3万円を小学校1年生112人、中学校1年生110人の保護者に対して支給したものが主なものです。

140、141ページをお願いします。

12節委託料ですが、小中学校のICT機器の活用に資するICT支援業務やこども園の通園や小中学校の通学、校外活動等に使用するスクールバス、夏季15台、冬季16台のバス運行管理業務、外国語指導助手3名分の派遣業務及び令和4年度からの繰越事業であるふるさと学習教材の製作業務に要した経費が主なものです。

13節入場料ですが、小中学生を対象とした「ドリーム体験！ほんもの講座」における劇団わらび座の演劇鑑賞入場料です。

14節防犯カメラ設置工事ですが、中学校の校門及び体育館等の敷地出入口付近に計3台を設置しております。

17節備品購入費ですが、スクールバスにおける児童生徒の降車時置き去り防止装置15台の購入や小学校の電子黒板17台の整備費が主なものです。

18節タイ王国中学生交流事業補助金につきましては、美郷中学校の訪問生徒12人分の旅費に対する補助です。また、奨学金返還助成金では、7人に対して支給しており、令和6年8月末時点での助成対象認定者は16人であります。

19節就学援助費ですが、小学生46人、中学生30人の児童生徒の保護者に対して支給しております。

20節奨学資金貸付金ですが、新規4人、継続8人の学生に対して貸与しております。

続きまして、2項小学校費について説明いたします。

1目学校管理費ですが、学校医の報酬や用務員等の人件費のほか、小学校の施設管理や環境整備に要した経費が主なものです。

3小学校の令和5年度末の児童数ですが、702人で令和4年度と比べて42人減少しております。

令和 6 年度も702人となっております。

142、143ページをお願いします。

10節修繕料ですが、千畑小学校の職員室の放送設備や仙南小学校の中庭テラスの床タイルの修繕など、小学校の施設整備の修繕に要したものです。

12節設計監理委託料ですが、令和 6 年度実施の仙南小学校大規模改修に係る実施設計業務です。

14節施設設備工事ですが、千畑小学校のプールろ過器の更新並びに第 2 音楽室及びプールポンプ小屋の屋根の改修、六郷小学校の避難器具の更新や網戸の増設などに要したものです。

144、145ページをお願いします。

上段、17節学校備品ですが、千畑小学校と六郷小学校のプール及び給食時の配膳台の更新などに要したものです。

2 目教育振興費ですが、小学校における入学式や卒業式、運動会や学習発表会などの学校行事や学校活動に係る経費のほか、児童図書や教材等の購入が主なものです。

18節児童派遣費等補助金ですが、秋田県少年少女陸上競技大会並びにマーチングの東北大会及び全国大会などへの派遣補助で、19件の実績となっております。

続きまして、3 項中学校費について説明いたします。

1 目学校管理費ですが、学校医の報酬や用務員等の人件費のほか、中学校の施設管理や環境整備に要した経費が主なものです。

中学校の令和 5 年度の生徒数ですが、390人で令和 4 年度と比べて15人減少しております。令和 6 年度は378人となっております。

10節修繕料ですが、南棟 3 階の防火扉や敷地内の街灯などの修繕のほか、体育館の遠赤外線暖房器具の経年劣化による不具合に対し、予備費を充用し早急に対応したものです。

146、147ページをお願いします。

14節施設整備工事ですが、F F 暖房器具の保守点検において、中央棟の 3 教室 4 台に経年劣化による異常燃焼の不具合があり、予備費を充て早急に交換整備したものです。

17節学校備品ですが、ミニ耕運機や年次計画で進めている角椅子などの購入です。

2 目教育振興費ですが、中学校における入学式や卒業式、体育祭や学校祭などの学校行事や学校活動に係る経費のほか、生徒図書や教材等が主なものです。

18節生徒派遣費等補助金ですが、マーチングの東北大会並びに全国中学校体育大会及びスキー大会などへの派遣補助で、47件の実績となっております。

3 項中学校費の説明は以上です。

○生涯学習課長（中田裕克）　続きまして、4 項社会教育総務費について説明いたします。

148、149ページをお願いします。

1 目社会教育総務費ですが、151ページ上段までとなります。家庭教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育事業として各種講座の開催や関連団体支援のほか、芸術文化事業として学友館特別展やコンサート開催に要した経費が主なものでございます。

美郷カレッジは、5 回開催し延べ318人が受講されました。なお、北ふれあい館、中央ふれあい館をリモート会場とし、延べ11人が受講されました。

また、二十歳の方々を対象とした美郷町二十歳の集いを開催し、対象者114人が出席し、式典、記念講演などを行っております。

美郷いきいき大学は、6 回開催し、延べ400人が受講されました。

学友館特別展は、「鈴木空如展」「須藤玲子展」のほか、「秋田県美術展覧会仙北地域展」等 3 回開催し、延べ2,917人の方にご来館いただきました。

150、151ページをお願いします。

次の 2 目図書館費ですが、図書館の運営並びに読書活動推進事業に要した経費が主なものでございます。手作りしかけ絵本教室や読書フェスタの開催、乳児健診の際に読み聞かせや絵本を贈るブックスタート事業を実施したほか、読み聞かせボランティア団体への活動助成を行っております。

また、美郷町オリジナル絵本作成につきましては、「ミサトとセッカのだいぼうけん」を刊行するとともに、絵本作家で挿絵を作画した永田 萌氏をお招きし、出版記念行事を開催しました。

次の 3 目文化財保護費ですが、153ページ中段までとなります。町指定文化財等の適正な維持保存並びに圃場整備に係る埋蔵文化財の発掘調査事業に要した経費が主なものでございます。埋蔵文化財関係では、後三年合戦関連遺跡と推定される長岡森館の詳細分布調査及び明田地野際地区圃場整備事業に伴う試掘調査を実施しました。

12節中段の映像作製委託料は、民族文化財継承活動推進事業として、令和 7 年度に作成に向けて、六郷のカマクラ、わら文化などの活動について記録映像の作成を委託しております。

次の所蔵品保存・修復処理委託料は、秋田県指定有形文化財で町所蔵資料の明和 4 年本堂城廻村絵図 1 点の修復を行っております。

次の 4 目社会教育施設費ですが、155ページ中段までとなります。公民館、学友館及び各ふれあい館など、社会教育施設の管理運営並びに歴史民俗資料館の指定管理に要した経費が主なもので

ございます。

154、155ページをお願いします。

14節施設設備改修工事は、文化財等保管庫として使用する旧美郷中学校セミナーハウス宿泊棟改修工事を、次の施設設備改修工事は、公民館空調設備改修や南ふれあい館車椅子スロープ新設工事などを行ったほか、北ふれあい館の機械設備、南ふれあい館及び中央ふれあい館の暖房機故障による設備改修については、予備費を充当し緊急に対応したものです。

次の解体工事は、旧中央公園プール管理棟の解体工事を行っております。

17節施設用備品は、北ふれあい館の乗用草刈り機、中央ふれあい館の和室用テーブル、椅子及び会議用テーブルが主なものでございます。

不用額の主なものにつきましては、燃料費や光熱水費などの施設管理経費の精算によるものや、降雪が少なかったことによる除雪作業委託料などでございます。

次の5項1目保健体育総務費ですが、157ページ下段までとなります。スポーツ振興事業としてスポーツ少年団やスポーツ協会への活動支援、各種スポーツ教室の開催や各種スポーツ大会の開催委託事業などに要した経費が主なものでございます。連携企業スポーツ活動推進事業では、ヨネックス特別協賛によるバドミントン教室、ソフトテニス教室を開催し、延べ266人が参加しました。

156、157ページをお願いします。

18節中段のスポーツ少年団補助金は、20団体へ活動補助金を、下から3段目のスポーツ少年団選手派遣費補助金は、県大会以上の上位大会等への派遣費補助で、7団体、13件の実績となっております。

次の2目保健体育施設費ですが、159ページ下段までとなります。総合体育館や各地区体育館及び野球場など、体育施設の管理運営並びにサン・スポーツランド千畑、宿泊交流館ワクアス、屋内スポーツ館の指定管理に要した経費が主なものでございます。

11節修繕料は、各体育施設の機械設備などの修繕のほか、宿泊交流館ワクアスへの落雷による機器類取換修繕については、予備費を充当し緊急に対応したものです。

158、159ページをお願いします。

14節施設改修工事は、自転車競技場走路補修工事を、次の施設設備改修工事は、中央体育館屋内消火栓改修工事が主なものでございます。

17節施設用備品は、サン・スポーツランド温泉プールのバキュームクリーナー及び取水マット購入が主なものでございます。

不用額の主なものにつきましては、社会教育施設同様に、燃料費や光熱水費などの施設管理経費の精算によるものや、降雪が少なかったことによる除雪作業委託料などでございます。

2目保健体育施設費の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 3目学校給食費ですが、北及び南学校給食センターの管理運営、食材等の購入並びに学校給食協会への給食業務委託が主なものです。令和5年度の学校給食センターの1日当たりの提供食数ですが、小中学校の児童生徒及び教職員等を合わせ1,234食提供しております。

10節給食材料費ですが、食材の物価高騰の状況を鑑み、1食当たり小学生36円、中学生40円を町予算にて増額措置し、栄養のバランスや質、量を確保しております。

160、161ページをお願いします。

12節設計監理委託料国庫補助事業ですが、北学校給食センターの空調設備改修第2期に係る設計施工監理業務及び令和6年度実施の南学校給食センター空調設備改修に係る実施設計業務です。

この節の不用額についてですが、下段の美郷町学校給食協会への給食業務委託料の精算に伴う戻入が主なものです。

14節施設整備工事ですが、北学校給食センターの空調設備改修及び食缶洗浄機のポンプ並びにコンベアの交換、南学校給食センターの食品庫のエアコン設置などです。

17節給食用備品ですが、北学校給食センターの角釜炊飯器並びに南学校給食センターの食材下処理室用三層シンク及び多機能加熱調理機器の購入です。

10款教育費の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 続きまして、11款災害復旧費ですが、161、162ページと併せて説明をいたします。

不測の災害発生に備え、初動に必要な経費を計上しておりましたが、令和5年度においては、当該予算からの支出は、需用費以外にはなかったものです。

11款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 162、163ページをお願いします。

12款公債費ですが、町債の償還元金及び利子です。

1目の元金のうち、繰上償還元金は、財政健全化の取組としてプライマリーバランス確保のために実施した繰上償還です。

2目利子のうち、繰替運用利子は、年度末の支払いに不足が生じないよう基金を繰替運用した

際の利子分です。

13款諸支出金ですが、1項1目基金費の積立金のふるさと美郷子ども育成基金は、ふるさと納税の寄附金及び基金利子を積み立てたもの、その下の財政調整基金及び減債基金は基金利子を積み立てたものです。また、公共施設整備基金は、次年度以降の公共施設整備の財源として積み立てたものです。

14款予備費ですが、災害対応や施設設備の故障等への対応などに要する経費として充用した26件分です。

166ページをお願いします。

令和5年度の実質収支についてですが、歳入総額が136億3,914万6,000円、歳出総額が128億9,465万円、歳入歳出差引額が7億4,449万6,000円となり、令和6年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が1億6,947万8,000円で、実質収支額は5億7,501万8,000円となります。

一般会計決算の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、特別会計を含む財産に関する調書についてご説明します。

240ページをお願いします。

1の公有財産ですが、土地の地積及び建物の面積を区分ごとに記載しております。

（1）は、土地及び建物の総括表で、241ページの行政財産と242ページの普通財産を合計したものです。

それでは、241ページの行政財産から順にご説明します。

初めに、土地の年度中の増減高ですが、公共財産のその他の施設1,142平方メートルの減は、旧郷土資料館わら細工館の用途廃止による減、土地の寄贈による増の差引きになります。

次に、木造建物ですが、その他の行政機関の消防施設29平方メートルの増は、消防ポンプ庫新築による増、その下の公営住宅89平方メートルの減は、旧今泉住宅の用途廃止による減、さらには下のその他の施設618平方メートルの減は、旧郷土資料館わら細工館の用途廃止による減です。

次に、非木造建物ですが、公共用財産のその他の施設222平方メートルの減は、旧中央公園プール管理棟解体による減、あったか山ろ過室及び名水市場湧太郎風除室増築による増の差引きになります。

続いて、242ページの普通財産についてご説明します。

初めに、土地の年度中の増減高ですが、宅地2,941平方メートルの増は、旧郷土資料館わら細工館の用途廃止による増です。

次に、木造建物ですが、公共用財産のその他の施設805平方メートルの減は、旧志ら梅酒造建物

解体による減、旧郷土資料館わら細工館の無償譲渡による減、旧今泉住宅の用途廃止による増の差引きになります。

240ページの総括表のほうに戻っていただきまして、一番下の合計欄になりますが、土地の年度中の増減高が1,799平方メートルの増、木造建物が1,483平方メートルの減、非木造建物が222平方メートルの減、建物合計で1,705平方メートルの減となります。

続きまして、243ページをお願いします。

(2)の山林ですが、面積の増減はありませんが、立木の推定蓄積量408立方メートルの減は、仏沢地区町有林の搬出間伐による減です。

次の(3)物件及び(4)有価証券は、増減はございません。

244ページをお願いします。

(5)出資による権利の年度中の増減高ですが、秋田県と25市町村及び民間企業が共同出資し、生活排水処理事業等の事務を補完する株式会社ONE・AQITAに対する出資金が64万円の増です。

245ページをお願いします。

2の物品ですが、247ページまでとなっております。取得価格100万円以上が対象となり、年度中の増減を記載しております。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、248ページをお願いします。

3の債権ですが、決算年度の歳入に係る債権以外で、令和6年度以降に納付または償還が始まるものを調書にしたものです。

初めに、奨学資金貸付金及び障害者住宅整備資金貸付金は、令和6年度以降の償還金の残高となります。その下の町民税は、令和5年度に課税された町民税のうち、年度を越して納付される特別徴収分となります。また、下水道事業受益者負担金は、5年に分割して納付することとなっております、年度を越して納付される分となります。

次に、249ページをお願いします。

4の基金ですが、各基金の令和6年3月31日時点の現在高になります。各基金の区分欄にある項目の現金は、現金または預金管理している金額の合計額です。有価証券は、財政調整基金を運用して購入した秋田県公募公債の合計額です。債権は、積立金の調定額の合計で、備考欄にその内容を記載しております。印紙等は、現物管理している印紙及び県証紙の合計額です。

なお、国民健康保険事業基金の決算年度中増減高ですが、国民健康保険特別会計会に繰入れしたことに伴う減額です。

250ページをお願いします。

下段の基金現在高の合計ですが、68億6,168万1,000円で令和4年度と比較して2億2,672万1,000円の減となっております。

財産に関する調書の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで認定第1号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午後1時53分）

（午後2時03分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第2号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第10、認定第2号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 認定第2号につきまして説明いたします。

歳入から説明いたしますので、決算書174、175ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税ですが、収入済額が3億807万9,200円です。収納率は現年度分が96.73%で、令和4年度と比べ0.39ポイント上回り、滞納繰越分は26.66%で0.91ポイント上回り、合計では86.28%で1.27ポイント上回っております。不納欠損額は9人、66件で92万300円、収入未済額は4,805万1,754円ですが、令和4年度と比べ516万8,900円減少しております。

176、177ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目督促手数料は、1,219件分です。

3 款 1 項 2 目出産育児一時金臨時補助金は、5件分となります。

4 款 1 項 1 目普通交付金は、療養給付費高額療養費等実績によるもので、2 目特別交付金は、税収納、特定検診、特定保健指導等保健事業の取組実績により県より交付されたものです。

3 目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療費として支出したため、国の療養給付費負担金及び調整交付金で減額措置された分に対する県の補助金で、減額措置相当分の2分の1の額です。

178、179ページをお願いいたします。

2 項 1 目財政安定化基金交付金は、国民健康保険特別会計に財源不足が生じた際に県の財政安定化基金から交付されるものですが、実績はありませんでした。

5 の財産収入ですが、国民健康保険事業基金の利子です。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、一般会計からのものであります。

180、181ページをお願いいたします。

2 項 1 目国民健康保険事業基金繰入金は、財政基盤安定を図るため基金を繰り入れたものであります。

7 款繰越金は、令和 4 年度からの繰越金です。

8 款諸収入の 1 項は延滞金で、2 項は国民健康保険特別会計の預金利子です。3 項 1 目一般被保険者第三者納付金は、2 件分です。

182、183ページをお願いいたします。

3 目一般被保険者返納金は、国民健康保険から社会保険へ変更になった方の過年度分給付費の返還金 1 件分です。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

184、185ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費は事務費、2 項徴税費は税の賦課徴収に関する経費で、3 項運営協議会費は国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費です。

2 款保険給付費は、令和 4 年度より 1 億 2,183 万円ほど減少しております。

1 項の療養諸費、186、187ページの 2 項高額療養費は、医療費の増額対応を見込んでおりましたが、実績により不用額が生じてございます。

188、189ページをお願いします。

4 項出産育児諸費の出産育児一時金は 5 人の方へ、5 項葬祭諸費は 34 人の方へ支払いをしてございます。

190、191ページをお願いいたします。

3 款事業費納付金は、県に納付するものですが、令和 4 年度より約 2,050 万円減少しております。

192、193ページをお願いいたします。

4 款共同事業拠出金ですが、退職者医療に係る分の国民健康保険団体連合会への拠出金です。

5 款保健事業費は、特定健康審査、特定保健指導及び人間ドックに係る経費が主なものです。

194、195ページをお願いいたします。

6 款基金積立金は、国民健康保険事業基金への積立てで、令和 5 年度末の基金残高は 2 億 525 万 4,535 円です。

7 款公債費は、実績がございません。

8 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金は、58 件ありました。

196、197 ページをお願いします。

3 目のその他償還金は、令和 4 年度秋田県国民健康保険保険給付費等交付金の実績に伴う償還金です。

9 款予備費は、支出実績はありませんでした。

歳出の説明は以上です。

続きまして、198 ページをお願いいたします。

実質収支ですが、歳入総額 21 億 1,713 万 2,000 円、歳出総額 20 億 3,316 万 1,000 円、歳入歳出差引額 8,397 万 1,000 円となっております。実質収支額も歳入歳出差引額と同額です。

認定第 2 号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで認定第 2 号の説明が終わりました。

◎認定第 3 号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第 11、認定第 3 号 令和 5 年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 認定第 3 号につきまして説明をいたします。

204、205 ページをお願いいたします。

歳入、1 款 1 項 1 目受益者負担金の 1 節現年度分ですが、5 年分割納付と一括納付、合わせて 11 件分となっております。

2 款 1 項 1 目下水道使用料の収納率は、議案資料集の 11 ページにも詳細な記述がございますが、前年度より 0.20 ポイントアップしております。

2 項 1 目下水道手数料 1 節登録手数料は、工事指定店の更新等の手数料、2 節督促手数料は 209 件分です。

3 款国庫補助金は、飯詰地区農業集落排水の下水道への接続に係る国庫補助金です。

4 款一般会計繰入金は、事業の円滑な推進や事業債の償還のため繰り入れたものとなります。

5 款は前年度からの繰越金となります。

206、207ページをお願いします。

6 款諸収入は、預金利子と雑入としての計量メーターのスクラップ収入です。

7 款町債 1 項 1 目 1 節流域下水道事業債は、大曲処理区建設事業負担金及び県南地区広域汚泥資源化事業負担金の財源としての町債であります。それぞれ令和 4 年度からの繰越しが含まれるとともに、一部を令和 6 年度への繰越しとしております。

2 節資本費平準化債は世代間の負担を平準化する町債、3 節広域化下水道事業債は飯詰地区農業集落排水の下水道への接続の事業費財源としての町債です。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出の説明をいたします。

208、209ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費ですが、下水道事業の一般管理に要した経費で、職員人件費のほか、メーター検針や使用料徴収に係る費用、加入率向上対策や事業に伴う消費税などに係る費用です。このうち、18節の下水道接続工事費補助金につきましては、既存住宅から下水道へ変更いただいた 3 件分を支出しております。

23節の出資金は、先ほど総務課長より財政に関する調書で説明のありました株式会社 ONE・AQITA への出資金であります。

次に、2 項 1 目施設管理費ですが、次の210、211ページと併せて説明をいたします。施設の適切な維持管理に要した経費で、電気料や修繕費用、各種保守に伴う委託料、下水処理負担金のほか、飯詰地区農業集落排水を下水道へ接続するための工事や、真空ポンプ場の機器更新工事 1 件、真空弁付汚水ます更新工事 1 件、公共ます設置工事 2 件、備品購入として計量メーターの購入費用などが主なものとなります。

210、211ページ、3 項 1 目下水道整備事業費は、流域下水道大曲処理区建設事業及び県南地区広域汚泥資源化事業への町負担金です。それぞれ令和 4 年度からの繰越しが含まれるとともに、一部を令和 6 年度への繰越しとしております。

2 款公債費は、借入れした償還金の元金及び利子への支払いです。

3 款予備費の実績はありません。

歳出は以上です。

212ページをお願いします。

実質収支であります。歳入総額 3 億5,993万9,000円、歳出総額 3 億5,446万円、差引きは547

万9,000円ですが、繰越明許費繰越額として10万8,000円があり、実質収支額は537万1,000円となったものです。

以上で認定第3号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで認定第3号の説明が終わりました。

◎認定第4号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第12、認定第4号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 認定第4号につきまして説明をいたします。

218、219ページをお願いします。

歳入、1款1項1目分担金ですが、仙南地区における2件の新規加入の分担金です。

2款1項1目農業集落排水使用料の収納率は、議案資料集の11ページにも詳細な記載がございますが、前年度より0.17ポイントアップしております。

2項1目1節督促手数料は、249件分です。

3款一般会計繰入金につきましては、事業債の償還のため繰り入れたものとなります。

4款は、前年度からの繰越金です。

5款諸収入は、次の220、221ページと併せて説明をいたします。諸収入として、預金利子と雑入の計量メーターのスクラップ収入です。

220、221ページ、5款町債は、世代間の負担を平準化する資本費平準化債です。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

222、223ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費ですが、農業集落排水事業の一般管理に要した経費で、職員人件費のほか、メーター検針や使用料徴収に係る費用、加入率向上対策などに係る費用です。このうち、18節の接続工事費補助金につきましては、加入いただいた2件分を支出しております。

次に、2項1目施設管理費ですが、次の224、225ページと併せて説明をいたします。施設の適切な維持管理に要した経費で、電気料や修繕費用、各種保守に伴う委託料、処理場整備の一部更新工事1件、公共ます設置工事3件、備品購入として計量メーターの購入費用などのほか、野荒

町地区施設利用組合の運営費を補助しております。

224、225ページ、2款公債費は、借入れした償還金の元金及び利子への支払いです。

3款予備費の実績はありません。

歳出は以上です。

次の226ページをお願いします。

実質収支であります。歳入総額1億7,770万1,000円、歳出総額1億7,322万2,000円、実質収支額は447万9,000円となったものです。

以上で認定第4号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで認定第4号の説明が終わりました。

◎認定第5号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第13、認定第5号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 認定第5号につきまして説明いたします。

決算書232、233ページをお願いいたします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料ですが、収入済額が1億5,851万9,500円となっております。収納率は現年度分が99.76%で、令和4年度と比べ0.15ポイント上回りましたが、過年度滞納繰越分は62.41%で、19.82ポイント下回りました。合計としましては99.58%で、令和4年度より0.08ポイント上回っております。不納欠損額は4人12件で、2万6,800円です。収入未済額は還付未済額を除き72万6,500円で、令和4年度と比べ5万8,300円減少しております。なお、還付未済額は死亡によるもので、9件分です。

2款1項1目督促手数料は、369件分です。

3款繰入金は、一般会計から繰り入れたもので、1目事務費繰入金は徴収に係る事務費分、2目保険基盤安定繰入金は低所得保険料軽減分相当額を繰り入れたものです。

4款繰越金は令和4年度からの繰越金です。

234、235ページをお願いします。

5款諸収入1項1目延滞金は、納期後納付に伴うもので1人、5件分です。

2項1目保険料還付金は、後期高齢者医療広域連合からのもので、歳出にて被保険者へ還付し

たものです。

3 項預金利子は、後期高齢者医療特別会計の利子で、4 項雑入は実績ありません。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

236、237ページをお願いいたします。

1 款総務費は、保険料徴収に係る事務費の実績であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金の実績です。

3 款諸支出金は、過年度分の保険料還付金で17人、18件分となります。

4 款予備費は、実績がありません。

歳出の説明は以上です。

238ページをお願いいたします。

実質収支ですが、歳入総額 2 億3,531万2,000円、歳出総額 2 億3,489万4,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに41万8,000円となっております。

認定第 5 号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで認定第 5 号の説明が終わりました。

◎認定第 6 号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第14、認定第 6 号 令和 5 年度美郷町水道事業会計決算認定についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 認定第 6 号につきまして説明をいたします。

254、255ページをお願いいたします。

（1）収益的収入及び支出について説明をいたします。水道事業経営に係る経常収支で、水道料金収入とその収入を得るために必要な経費となります。

収入の第 1 款事業収益決算額 3 億7,858万828円のうち、第 1 項営業収益は水道料金や工事検査手数料など、第 2 項営業外収益は他会計からの繰入金の一部や長期前受金、計量メーターのスクラップ収入、消費税還付加算金です。

続いて、支出の第 1 款事業費用決算額 3 億6,617万2,583円のうち、第 1 項営業費用は水を供給するための費用となります。施設経費などのほか、人件費も含まれております。

第2項営業外費用は、企業債の償還利息及び消費税となります。

第3項特別損失は、過年度分の漏水減免に伴うものです。

第4項予備費の支出実績はありません。

256、257ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出について説明をいたします。水道水の安定的供給のための建設改良費や企業債の償還元金などとなります。

収入の第1款資本的収入決算額1億6,713万987円のうち、第1項企業債は施設改良に伴う借入れ、第2項負担金は消火栓設置に係る一般会計からの負担金、第3項出資金は一般会計からの繰入金のうち企業債元金分の2分の1相当額、第4項補助金は国庫補助金であります。

続いて、支出の第1款資本的支出決算額3億2,821万5,025円のうち、第1項建設改良費は工事などに係る費用や計量メーター購入費、第2項企業債償還金は企業債の償還元金、第3項国庫補助金返還金は支出実績はありません。

以上によりまして、256ページ欄外の記載のとおり、不足額については、当年度分消費税額及び地方消費税、資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填したのになります。

次の258ページをお願いします。

損益計算書は、経営状況を表し、事業年度中の収益、費用の発生額を示すものであります。こちらは消費税を含まない額となっております。これによりまして、令和5年度末の純利益は、下から3行目、347万7,553円となっております。前年度繰越利益剰余金を加え、当年度末処分利益剰余金は4,908万6,531円であります。

続いて、右側の259ページ、剰余金計算書についてですが、資本金及び剰余金が事業年度中にどのように変動したのかを示すものとなります。次の260ページと併せて記載のとおりであります。

261ページをお願いいたします。

貸借対照表についてですが、水道事業の財政状況を明らかにするため、保有する資産、負債及び資本を総括的に表した報告書となっております。

表の中段、右側二重線のところ、資産合計は47億4,459万5,461円です。表の中下段の二重線、負債合計は34億8,856万1,687円、表の下から2行目の二重線、資本合計は12億5,603万3,774円であります。

続いて、263ページからの決算付属書類について説明をいたします。

269ページまでは事業報告書となっております。令和5年度における事業の概要や工事の状況、業務状況や会計に関する事項を記載しております。

続く270ページ、キャッシュフロー計算書についてですが、その事業年度のお金の流れを示すものです。令和5年度において、資金は下から3行目、3,605万2,917円の増となっており、これにより年度末残高は3億7,772万9,158円となっております。

次の271ページと272ページは、収益的収入及び支出の明細書となっておりますが、こちらは消費税額を含まない額を計上しております。

続く273ページは固定資産の明細を、274ページ以降は企業債明細書であります。

以上で認定第6号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで認定第6号の説明が終わりました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第15、議案第58号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己） 議案第58号について説明申し上げます。

齊藤氏は、美郷町職員として長年勤務され、その間福祉や教育、生涯学習など、多岐にわたる部署を歴任されております。また、令和4年1月からは、人権擁護委員として人権相談活動や啓蒙活動に熱意を持って活動されております。

令和6年12月31をもって任期が満了となりますことから、同氏を再び人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。よろしくお願いいたします。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第58号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月9日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後2時29分）